

令和4年度
蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した
次世代技術構築実証事業費補助金
(再エネ発電等のアグリゲーション技術実証事業のうち
再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業)

公 募 要 領

2022年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)」及びSIIが定める「蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。)」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。(以下同じ)
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいいます。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。

SII

目次

1. 事業概要	P.5～P.7
1-1 事業の目的	P.5
1-2 事業名称	P.5
1-3 事業規模	P.5
1-4 事業スキーム	P.5
1-5 事業の概要	P.6
1-6 事業者の役割	P.7
2. 再エネアグリゲーション実証事業 事業内容	P.9～P.18
2-1 再エネアグリゲーターの位置付け	P.9
2-2 補助対象となる事業	P.10
2-3 補助対象事業者	P.11
2-4 補助対象経費	P.12
2-5 コンソーシアム登録申請及び交付申請単位	P.15
2-6 補助率	P.15
2-7 補助金上限額	P.15
2-8 補助事業期間	P.16
2-9 公募期間	P.16
2-10 採択予定件数	P.16
2-11 審査方法	P.17
2-12 審査項目	P.17
3. 再エネ等導入事業 事業内容	P.20～P.30
3-1 再エネ等導入事業者の位置付け	P.20
3-2 補助対象となる事業	P.20
3-3 補助対象事業者	P.20
3-4 補助対象設備及び補助対象経費	P.21
3-5 申請単位	P.28
3-6 補助率及び補助上限額	P.28
3-7 補助事業期間	P.29
3-8 公募期間	P.29
3-9 審査方法	P.30
3-10 審査項目	P.30
4. 事業の実施	P.32～P.38
4-1 補助事業のスケジュール	P.32
4-2 交付の申請について	P.33
4-3 審査及び交付の決定について	P.33
4-4 採択結果の公表について	P.33
4-5 採択事業者への連絡について(再エネアグリゲーション実証事業のみ)	P.33
4-6 補助事業の開始について	P.34
4-7 補助事業の計画変更について	P.34
4-8 中間検査	P.34
4-9 補助事業の完了について	P.34
4-10 実績報告及び額の確定について	P.35
4-11 成果報告について	P.35
4-12 補助金の支払いについて	P.35
4-13 取得財産等の管理等について	P.35
4-14 罰則・加算金等について	P.35
4-15 暴力団排除について	P.36
4-16 個人情報の取扱いについて	P.36

目 次

5. 申請方法	P.40～P.44
5-1 提出期限	P.40
5-2 申請の流れ	P.40
5-3 提出書類一覧(コンソーシアム登録申請)	P.41
5-4 提出書類一覧(再エネアグリゲーション実証事業交付申請)	P.42
5-5 提出書類一覧(再エネ等導入事業交付申請)	P.43
5-6 提出先	P.45
6. 交付規程(抜粋)	P.47～P.49

1.事業概要

1.事業概要

1-5 事業の概要

本事業は下記の事業分類表で構成される。事業内容の詳細は各事業区分の頁を参照すること。

事業分類表

事業区分	事業者の区分	補助対象となる事業	主な補助対象経費	補助率	備考
再エネアグリゲーション実証事業 ※1	コンソーシアムリーダー ※2	■共通実証(必須実証) 再生可能エネルギー発電設備等のDER(※5)を束ね、インバランス回避や収益性向上、発電量予測等に必要な制御等の実証を行う事業 ■独自実証 再エネアグリゲーションの実施に資するその他の独自実証を行う事業	人件費、実証経費、機械装置等の導入費※6等	1/2以内	・コンソーシアム単位で原則1社
	再エネアグリゲーター ※3				・コンソーシアムリーダーを幹事社としたコンソーシアムに所属すること
	実証協力者 ※4				
再エネ等導入事業	再エネ等導入事業者	■再エネアグリゲーション 実証事業に必要な不可欠な再エネ設備等の一部を新規に導入する事業	【業務用・産業用の以下設備等】 太陽光発電設備(非FIT・非FIP認定設備)、蓄電システム、V2H充電設備、IoT関連機器、工事費等	・太陽光発電設備 ・蓄電システム ⇒1/3以内 ・その他 ⇒1/2以内	・当該再エネ設備をアグリゲーションする再エネアグリゲーターからの代行申請が必要

※1:原則、複数の事業者で構成されるコンソーシアム単位で実施する事業であること。

※2:再エネアグリゲーター及び実証協力者を束ねたコンソーシアム幹事者であり、当該コンソーシアム内で実施する事業の取りまとめを行う事業者。再エネアグリゲーター、実証協力者のどちらでもコンソーシアムリーダーになることが可能。

※3:コンソーシアムリーダーと同一のコンソーシアムに所属し、当該コンソーシアムが有する再エネ設備等を活用し、アグリゲーションを行う事業者。

※4:再エネ等のアグリゲーションは行わないが、事業に必要な設備やシステム等を再エネアグリゲーターに提供する事業者。

※5:新設でも既設でも可。またFIT制度認定有無も問わない。

※6:機械装置等の導入費に設備費、システム開発費も含まれる。

1.事業概要

1-6 事業者の役割

本事業での各事業者の役割は下記の分類表の通りとする。

No.	業務項目	業務概要	再エネアグリゲーター分類		
			コンソーシアムリーダー	再エネアグリゲーター	実証協力者
1	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成する再エネアグリゲーター一覧に必要な情報(提供サービスの内容、サービス費用等)を提供すること。	○	○	○
2	再エネ等の登録	SIIへ制御可能な再エネ等の種類を登録すること。		○	
3	問い合わせへの対応	再エネ等導入事業の補助対象となる設備及びシステム・機器の導入を検討する需要家からの問い合わせ対応の他、再エネ等導入事業の概要についても説明ができるよう体制を整えること。		○	
4	交付申請の代行	再エネ等導入事業の補助対象となる設備及びシステム・機器の導入を検討する需要家に対して、再エネ等導入事業についての詳細な説明を行うとともに、再エネ等導入事業への申請を行うこととなった場合には、必要書類を取りまとめ、SIIへの交付申請を代行すること。		○	
5	再エネ等導入支援	SIIより再エネ等導入事業の交付決定を受けた者(再エネ等導入事業者)に対して、導入設備の設置及びアグリゲーションを行うための設定を支援すること。		○	
6	アグリゲーションサービス契約の締結	再エネ等導入後、再エネアグリ実証及び実証終了後も再エネ等として使用するためのアグリゲーションサービス契約(再エネ等の制御に関する契約)を締結すること。		○	
7	中間報告と中間報告会	交付決定を受けた事業の中間報告及び中間報告の代行を行う。 また、コンソーシアムリーダーは中間報告会にて補助事業の進捗等を報告すること。	○	○	○
8	系統連系確認	再エネ等として使用する際に、系統連系申請や電力会社への申請が必要になる設備は、申請状況及び申請に必要な情報を把握できる体制を整えること。		○	
9	再エネアグリ実証の実施	再エネアグリ実証に参加し、適切なデータ収集・分析を実施すること。	○	○	
10	再エネ等の実証参加確認	再エネ等導入事業で交付決定を受けた全再エネ等が、コンソーシアム内で実施される実証に参加したことを確認すること。	○	○	
11	実績報告の代行と確定検査への対応	再エネ等導入事業の実績報告を代行し、SIIに提出すること。SIIは、必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。また、再エネ等入事業者への連絡や現地確認に必要な調整等、SIIが行う確定検査のサポートを行うこと。		○	
12	成果報告	補助事業期間の制御実績データ等を取得し、2022年3月下旬(別途連絡)にSIIへ報告すること。	○	○	
13	実証状況の管理ととりまとめ	コンソーシアムリーダーは、コンソーシアム全体の実証状況を管理し、適切な管理・指導及びとりまとめを行うこと。 再エネアグリゲーターは自社の導入目標・実績を確実に管理すること。 特に、再エネ等導入目標は再エネ設備と再エネ等のバランスに考慮しながら、実現可能性の精査を実施し、導入実績を随時管理すること。	○	○	
14	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること。	○	○	○

2. 再エネアグリゲーション実証事業 事業内容

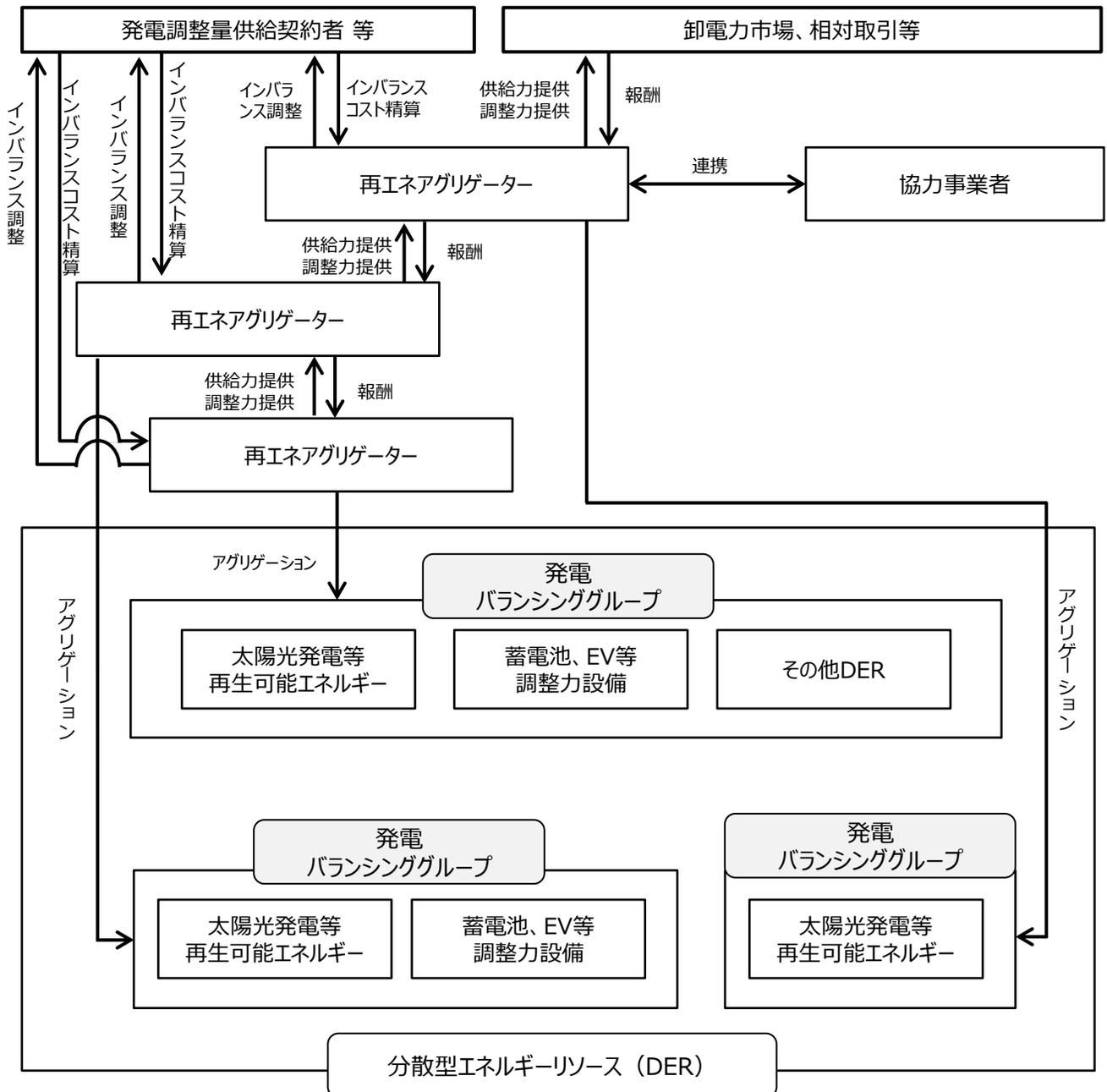
2.再エネアグリゲーション実証事業

2-1 再エネアグリゲーターの位置付け

本事業で事業を実施する再エネアグリゲーターは多様なDERを活用し供給力等を提供する主体であり、具体的には再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等のDERを束ねて、集約した電気を自社で活用又は電力取引市場等を通じて小売電気事業者等に提供するアグリゲーションビジネスを展開していく事業者が考えられる。

【参考】 再エネアグリゲーションビジネス スキーム例

※あくまで一例であり、本実証においては事業者の創意工夫が期待される



2.再エネアグリゲーション実証事業

2-2 補助対象となる事業

日本国内において、変動性の高い太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備と蓄電池等のDERを組み合わせ、需給バランス確保のための発電量予測や、リソース制御に必要となる技術等の実証をコンソーシアム単位で実施する事業を補助対象事業(以下、「補助事業」という。)とし、下記(1)の共通実証と、(2)の独自実証で構成される。

※ 本実証事業のコンソーシアムは、「コンソーシアムリーダー」「再エネアグリゲーター」「実証協力者(必要な場合のみ)」で構成される。

(1) 共通実証(コンソーシアム単位で必須)

下記①～③のいずれか1つ以上を実施する事業であること。

- ①再生可能エネルギーを含む発電バランシンググループのインバランス回避等に向けた実証
- ②再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等を用いた制御等により、電力需給に応じて変動する市場取引での収益拡大に向けた検証
- ③需給バランスの確保のための高精度な再生可能エネルギー発電量予測技術の実証

※ 令和3年度「再エネアグリゲーション実証事業」に参加したコンソーシアムについては、交付決定以降速やかに(例:7月～)発電リソースのデータ取得等を開始するなど、冬季だけでなく夏季・秋季についても可能な限り実証を行うこと。

※ 共通実証の実施にあたっては、別途SIIから指示する「共通評価指標」に基づき、実証成果の評価を行うこと。なお、コンソーシアム独自の評価指標等に基づいた評価をすることは差し支えない。

(2) 独自実証(任意実証)

以下に該当する実証であること。

- ・発電バランシンググループと需要バランシンググループの連携を通じた需給バランス確保の検証に係る実証(DR、逆潮流、市場取引等の活用等)
- ・再エネアグリゲーションに必要なDERの最適運用(蓄電池等の最適容量やマルチユースの可能性(系統用蓄電池も含む)等)の検証
- ・再エネアグリゲーションの事業性(再エネアグリゲーター、再エネ発電事業者等)の検証
- ・その他再エネアグリゲーションの実施に資する内容でSIIが認める実証

2-3 補助対象事業者

補助事業で定めるコンソーシアムの所属者のうち、下記①～⑩の要件をすべて満たす事業者を、再エネアグリゲーション実証事業の補助対象事業者(以下、「補助事業者」という。)とする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 再エネアグリゲーション実証事業を実施する再エネアグリゲーター又は実証をサポートする実証協力者であり、P.12で定める補助対象経費が発生する事業者であること。
※ 補助対象経費が発生しない事業者は補助事業者ではないが、コンソーシアム参加社として別途コンソーシアムリーダーがコンソーシアム登録申請を行うことで登録がなされる。
- ③ 再エネアグリゲーション実証事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 特別目的会社(SPC)の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要。
- ④ 補助事業において提出される成果報告内容及びデータ(個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報を含む)について、国、SII及び国またはSIIが秘密保持契約を締結した分析機関等に対し提供されることについて同意できる者であること。また、成果報告内容、及び提出データ(個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報を除く)について以下の内容に同意できる者であること。
 - ・ 成果報告書(公開版)に記載された内容の公開、及び国が作成する資料での利用
 - ・ 提出されたデータの公開
 - ・ その他、国の政策等に係る分析等への、本補助事業で得た提出データの活用
- ⑤ 再エネアグリゲーション実証事業に携わる部署において、情報セキュリティ対策が実施されていること。(JIS Q27001相当の第三者認証取得が望ましい)
- ⑥ 事業完了までに「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン Ver2.0 (令和元年12月27日)」も参考としたセキュリティ対策を検討すること。
<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191227004/20191227004-1.pdf>
※ 検討内容については、年度末に行う成果報告会(予定)にて報告をおこなうこと。
- ⑦ 再エネアグリゲーション実証事業の進捗状況及び成果等についての報告を求めた際、それに対応できる者であること。
- ⑧ 実証事業の有効性に関する分析・検討・評価を行うためのデータ採取・提供ができる者であること。
- ⑨ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。
- ⑩ その他SIIが指示する取り組みに参加可能であること。

2.再エネアグリゲーション実証事業

2-4 補助対象経費

再エネアグリゲーション実証事業の補助対象経費は、以下の通りとする。

実績報告時には次ページに示す証憑類の提出が必要になるため併せて確認すること。

区分	経費項目	補助対象基準	相見積 要否
	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に係る研究員及び補助員等の直接人件費(消費税が発生しない人件費) 補助事業に係る必要最低限の工数であることと、本事業に従事した時間を明確に示せる場合に限る 固定資産計上されていない人件費に限る 健保等級単価による精算に限る ⇒P.38「補足③ 令和4年度健保等級単価」もあわせて参照のこと 健保等級単価を持っていない人員の場合は、支払い時給で健保等級を求める 中間検査資料の作成、実績報告書の作成、経理処理、従事日誌の作成等の管理業務に係る時は再エネ等の導入事業に係る業務等は対象外となる 	不要
実証 経費	旅費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費(交通費、宿泊費、日当) 原則、公共交通機関での移動のみ補助 タクシー利用は公共交通機関での移動ができないことを証明できる場合に限る(理由書必要) レンタカー、ガソリン代、駐車場代は原則認めない 航空機はエコノミークラス利用のみ補助 グリーン車の利用は認めない 航空機利用、前泊、後泊等は提出企業の内規に従う 一行程の旅費において他の事業が含まれる場合には、当該補助事業に係る部分のみ補助 旅費に係る内規程で定められている場合であっても、食事代は補助対象外となる 	原則不要 ※
	会議費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を行うために必要な会議、後援会、シンポジウム等に要する経費(会議室借料、機材借料) 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。 会議を有料の会議室で行うことが適当であると認められる場合に限る。(各社の会議室で実施できない理由など) レンタルオフィスは原則認めない。 茶菓料(内規で定めがない場合は数百円/人) 弁当代(AM～PMまでの会議の場合、1～2千円) 	不要
	リース料 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 本事業のみで使用する機械器具等のリース・レンタルに要する経費 本事業に必要なものであることが示せる場合に限る リースで備品を購入する場合は、リース会社との共同申請が必要になるため、本事業経費としては対象外とする 	要
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に係る経費 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。(ただし、特定の製品の営業目的に関するものは補助対象外) 執行団体に提出する資料(申請書、報告書等)の費用は対象外。 	要
	委託・外注費	<ul style="list-style-type: none"> 事業を行うために必要な経費の中で、補助事業者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者へ委託・外注するために必要な経費 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る 資産計上しない経費に限る 	要
	通信費等	<ul style="list-style-type: none"> パソコン、工具、書籍等の汎用品の購入費は補助対象外とする ※ 消耗品費(コピー代、事務用品、文房具、トナー代、ガソリン代)は補助対象外とする 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る 資産計上しない経費に限る 	要
	機械装置等の導入費	<ul style="list-style-type: none"> 機械装置、電気制御装置及びこれらに附帯する設備設置に要する費用 基礎工事については、必要最低限の工事のみを補助対象とする 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが明確に示せる場合に限る 補助事業者が資産計上するものに限る(人件費を含む) 資産計上されない利用料等は委託費・外注費で計上すること 開発システムを他社に有償で利用させる場合や有償で販売する場合は、収益納付が発生する可能性有 	要

※海外渡航の場合や旅行代理店等を通しての交通・宿泊手配の場合は三者見積が必要

2.再エネアグリゲーション実証事業

各費目の証憑について

交付決定となった場合でも実績報告時に以下に示す証憑を提出できない場合は、原則計上は認められないため注意すること。

区分	経費項目	主な提出証憑類
	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業従事者の体制図 ・ 健保等級証明書(健保等級適用者) ・ 給与台帳又は給与明細表 ・ 勤務日報(従事時間、従事業務がわかるもの) ・ 業務概要書(本事業のどの業務を行っていたかがわかるもの) ・ 個人別・月別の人件費集計結果 ・ 就業規則、給与規定 等 ・ 給与の支払額及び支払われたことが確認できる証憑(預貯金等取扱金融機関が証明する証憑)
実証経費	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証に必要な移動であることを証明できるもの(議事録、出張報告書等) ・ 旅費計算ソフト(駅すばあと、ジョルダン等)の計算結果 ・ 特急料金、航空機、タクシー等は領収証の写し(航空機は搭乗証明書も必要) ・ 宿泊は領収証、宿泊証明書(会社内規で定額支出となっている場合) ・ 旅費に係る内規等(出張旅費規程等) ・ 理由書(タクシー利用の場合) ・ 支払が確認できる証憑(預貯金等取扱金融機関が証明する証憑)
	会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書(申込書) ・ 請求書・入金エビデンス ・ 会議議事録 ・ 有料会議室利用理由書
	リース料 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積依頼書・仕様書(本事業で必要であることがわかるような記載があること) ・ 見積書(三者分) ・ 契約書・納品書・検収書 ・ 請求書・入金エビデンス ・ 特命発注の場合は選定理由書
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書(本事業の印刷物であることがわかること、部数・仕様の記載があること) ・ 契約書(申込書) ・ 請求書・入金エビデンス ・ 印刷物の配布先が示せる資料
	委託・外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積依頼書・仕様書(本事業で必要であることがわかるような記載があること) ・ 見積書(三者分) ・ 契約書・納品書・検収書 ・ 請求書・入金エビデンス ・ 特命発注の場合は選定理由書
	通信費等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積依頼書・仕様書(本事業で必要であることがわかるような記載があること) ・ 見積書(三者分) ・ 契約書・納品書・検収書 ・ 請求書・入金エビデンス ・ 特命発注の場合は選定理由書
	機械装置等の導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積依頼書・仕様書(本事業で必要であることがわかるような記載があること) ・ 見積書(三者分) ・ 契約書・納品書・検収書 ・ 請求書・入金エビデンス ・ 特命発注の場合は選定理由書。発注時に単価・工数により価格評価を実施のこと ・ 補助事業者が資産計上する人件費を計上する場合は、経費区分「人件費」に記した証憑と同様の証憑提出が必要となる

2.再エネアグリゲーション実証事業

※ 補助対象経費の留意点

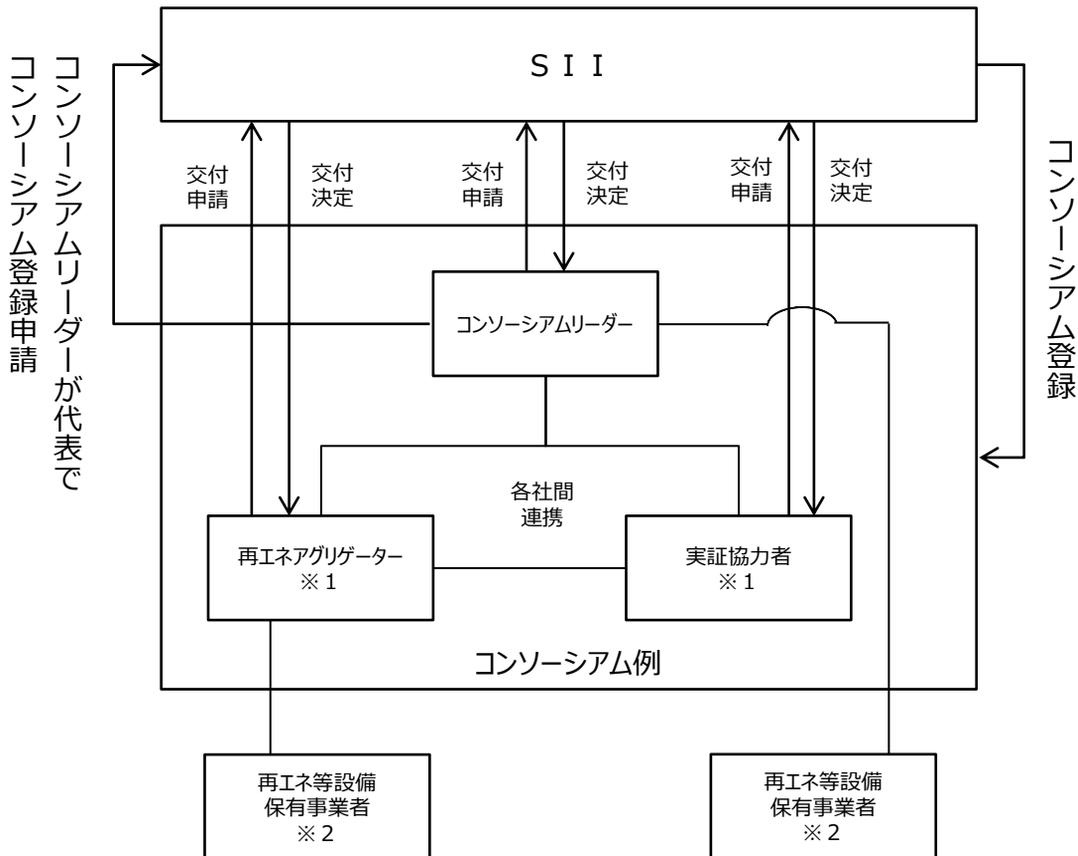
- ・再エネ設備等の導入及び代行申請に係る経費は補助対象外とする。
- ・交付申請時の事業計画から変更があり、結果的に再エネアグリゲーション実証事業に不必要となった、又は活用されなかった設備やシステム等に係る費用は補助対象外とする。
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請すること。
その場合、次の算式を明記すること。
【補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額】
- ・金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- ・補助事業の一部を委託・外注する経費を計上する場合は、補助事業事務処理マニュアル「12.一般管理費に関する経理処理」に記載の大規模事業の場合と同じ率が上限となる。
- ・自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。
⇒詳細はP.37「補足② 利益等排除について」を参照のこと。
- ・補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等(補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。)を含めないこと。
- ・その他、SIIが対象経費として認められないと判断した経費は、補助対象外とする。

2.再エネアグリゲーション実証事業

2-5 コンソーシアム登録申請及び交付申請単位

補助事業者は、交付申請にあたりコンソーシアムを組成した上で幹事社(コンソーシアムリーダー)を選定すること。コンソーシアムリーダーは交付申請と合わせコンソーシアムの登録申請をSIIに提出する必要がある。また、交付申請は個社毎に行い、それぞれ交付決定を受けること。

また、交付決定後の所属コンソーシアム変更は原則認めない。



※1:補助事業者ではない再エネアグリゲーター及び実証協力者は交付申請を行う必要は無いが、コンソーシアムリーダーの登録申請により登録がなされる。

※2:再エネ等設備保有事業者は、原則コンソーシアム内には入らない。

2-6 補助率

補助率は、補助対象経費の1/2以内とする。

2-7 補助金上限額

1事業者あたりの補助上限額は、下記の通りとする。

- ・コンソーシアムリーダー:1億円
- ・再エネアグリゲーター及び実証協力者:2千万円

※複数コンソーシアムに所属し、それぞれ交付申請を行うことも可とするが、上限は変わらない。

2-8 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、下記のとおりとする。

・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日(交付決定日)以降とする。

※ 補助対象経費に係る契約・発注は、交付決定日以降に実施すること。

※ 原則として三者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。

また三者見積・競争入札は交付決定日前の実施も可とするが、選定・契約・発注は交付決定日以降に行うこと。

・補助事業完了日

補助事業の完了日は、下記①～④を全て完了させた日とする。

①補助対象設備の導入完了。

②補助対象設備の検収完了。

③再エネアグリゲーション実証事業の実証完了。

④補助対象経費の全額支出完了。

※人件費など、補助事業期間中に支出完了が困難であり、相当な事由があると認められるものがある場合は、別途SIIに相談の上指示を仰ぐこと。なおその場合であっても補助事業期間中に当該経費の額(支出義務額)を確定させること。

2-9 公募期間

公募期間：2022年4月8日(金)～2022年4月26日(火) 12:00 必着

交付決定日：2022年5月下旬(予定)

※ 交付申請の受付状況により、交付決定日に変更になる場合がある。

※ 申請資料は、配送状況が確認できる手段で送付すること(直接の持ち込みは不可)。

※ 上記公募期間で交付申請を行ったが不採択となった事業者については、採択された他のコンソーシアムに参画する再エネアグリゲーターもしくは実証協力者として、追加公募を実施する場合がある。

2-10 採択予定件数

採択予定件数について、交付申請単位での採択予定件数は定めない。

但し再エネアグリゲーション実証事業を行うコンソーシアム単位では、最大5コンソーシアムを予定。

※ うち、最低1コンソーシアムは、令和3年度「蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業費補助金(再生可能エネルギー発電等のアグリゲーション技術実証事業のうち再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業)」に、再エネアグリゲーターとして参加したことのない事業者がコンソーシアムリーダーとなるコンソーシアムを採択する。

※ 採択予定件数は目安であり、公募・審査の結果、実際の採択件数と異なる場合がある。

2.再エネアグリゲーション実証事業

2-11 審査方法

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の審査の結果を踏まえ採択者を決定する。

なお、最低1コンソーシアムは、令和3年度「再エネアグリゲーション実証事業」に、再エネアグリゲーターとして参加したことの無い事業者がコンソーシアムリーダーとなるコンソーシアムを採択する。

※ 交付申請の採択は予算の範囲内で行うため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがある。

※ SIIは必要に応じて、経済産業省に相談の上、審査を行う。その際、SIIにおいて判断が困難な申請があった場合には、申請者に対して経済産業省から個別に連絡やヒアリングが行われる場合がある。

※ 審査を行うために、SIIは申請者にプレゼンテーションを求めるので、申請者は申請内容に沿ったプレゼンテーションの準備を行うこと。

2-12 審査項目

(1) 要件審査

「要件審査」において以下の項目を確認し、ひとつでも要件を満たさない場合は不採択となる。

- 補助事業者及び補助事業の内容が「再エネアグリゲーション実証事業 要件審査項目表」に記載する要件を満たしていること。再エネアグリゲーション実証事業 要件審査項目表
- 原則、補助事業者が事業を行うための事業基盤(直近2期分の財務状況を勘案)を有していること。

審査項目	小項目	評価基準
1. 補助事業	(1) 再エネアグリゲーション実証事業内容	公募要領等の要件に該当する事業内容であること
2. 補助事業者	(2) 補助事業者の要件	公募要領等の要件に該当する申請者であること
3. 補助対象設備	(3) 補助対象設備の要件	補助対象設備の仕様が公募要領等の要件を満たしていること
4. 補助対象経費	(4) 価格の妥当性	補助対象経費の価格が妥当であり、補助対象外経費が含まれていないこと
5. 補助事業計画	(5) 事業実施の前提となる事項、及び実施上問題となる事項	再エネアグリゲーション実証事業を実施するにあたり必要な協議やその他事項について問題がないこと
	(6) 事業実施体制	想定コンソーシアム各社及び各担当の役割が明確であること
	(7) スケジュール	補助事業のスケジュールは物理的に実施が可能であること

※ 採択しない事例

- 必要な書類等が整備されていない場合
- コンソーシアム体制が不明確な場合
- 補助対象経費について、妥当性が認められない場合
- その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- 導入予定設備やシステムの性能について不確実性が高いと見込まれる場合(技術が開発段階又は実証試験中の場合等)

2.再エネアグリゲーション実証事業

(2)採点審査

「採点審査」は、(1)の審査を行った後、再エネアグリゲーション実証事業を実施するコンソーシアム単位で実施するものとし、「再エネアグリゲーション実証事業 採点審査項目表」に基づき総合的に審査を行う。

再エネアグリゲーション実証事業 採点審査項目表

採点審査項目		評価基準
1. 事業内容	本事業の事業目的に沿っているか	<ul style="list-style-type: none"> 共通実証、独自実証の内容等について、実証として適切なメニューであるか 計画段階の制御等対象リソースの種別、仕様、台数、設置場所、制御等可能容量が具体的にになっているか 事業実施にあたっての課題が明確になっており、解決案等が具体的に検討されているか
2. 実施計画	事業内容に対して実現性があるか	<ul style="list-style-type: none"> 共通実証、独自実証の内容等が具体的で実現性が高いものであるか 計画段階の制御等対象リソースの種別、仕様、台数、設置場所、制御等可能容量について、実現性が高いものであるか 実証方法ができるだけ実機を活用する計画となっており、実証の成果を実ビジネスに応用できるものになっているか。 再エネアグリゲーター、実証協力者の体制及び役割について、補助事業を確実に実施できるものとなっているか 補助事業を確実に実施できるスケジュールであるか
3. 事業内容の先進性、独創性、応用性	事業内容、実施計画に先進性、独創性、応用性が見られるか	<ul style="list-style-type: none"> 実証にふさわしい先進性及び独創性が見られるか 実証する技術が、他の関連する取り組みにも応用できる内容であるか
4. システム構成	事業を実施するために適切なシステム構成であるか	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施が可能なシステム構成であるか 実証に向けて適したシステム構成となっているか
5. サイバーセキュリティ対策	事業を実施するために必要なサイバーセキュリティ対策が実施されるか	<ul style="list-style-type: none"> 適切なサイバーセキュリティ対策が取られる見込みであるか
6. 将来性	実証後を見据えた将来性があるか	<ul style="list-style-type: none"> 再エネアグリゲーション事業を活用したビジネス展望の具体性、将来性はあるか
7. 社会的意義	想定される事業成果が社会的に意義のあるものとなっているか	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施によって得られると思われる成果が、再エネの普及拡大や安定かつ効率的な電力システムの構築などに資するものであり、社会的に意義のあるものになっているか
8. 従業員への還元	賃上げ	生産性向上等により増加した付加価値を賃上げに還元を行う予定か

※ 採択しない事例

- 採点審査項目の評点合計が相対的に低い場合

3.再エネ等導入事業 事業内容

3-1 再エネ等導入事業者の位置付け

再エネ等導入事業で補助事業を実施する再エネ等導入事業者は、再エネアグリゲーション実証事業で活用するために必要な再エネ等設備の一部を新規で導入し、当該再エネ等設備のアグリゲーションを行う再エネアグリゲーターと連携して実証に参加する事業者のことをいう。

3-2 補助対象となる事業

再エネアグリゲーション実証事業で活用を行う再エネ等設備のうち、P.21～22で定める補助対象設備を新規で導入する事業を補助対象事業(以下、「補助事業」という。)とする。

3-3 補助対象事業者

下記①～⑦の要件をすべて満たす事業者を、再エネ等導入事業の補助対象事業者(以下、「補助事業者」という。)とする。

- ① 日本国内において事業活動を営んでいる法人であること。
- ② 再エネ等導入事業により導入する補助対象設備の所有者であること。
※ リース等により補助対象設備を導入する場合は、リース事業者と設備の使用者が共同で申請を行うこと。
⇒詳細はP.37「補足① 機械装置等の導入費等に係るリース等の利用について」を参照のこと。
- ③ 再エネ等導入事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 特別目的会社(SPC)の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要。
- ④ 導入する再エネ等設備をアグリゲーションする再エネアグリゲーターと、実証事業に係る契約を締結できる者であること。
- ⑤ 補助金の交付申請等各種手続きについて、導入する再エネ等設備をアグリゲーションする再エネアグリゲーターを通じて行うことに同意できる者であること。
- ⑥ 再エネ等導入事業で導入した補助対象設備の活用状況等についての報告を求めた際、それに対応できる者であること。
- ⑦ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。

3.再エネ等導入事業

3-4 補助対象設備及び補助対象経費

再エネ等導入事業の補助対象経費は、以下の通りとする。

区分	内容	備考
設備費	業務用・産業用 太陽光発電設備 (太陽電池モジュール、 太陽電池モジュール用 架台、接続箱、PCS等必 要最低限の設備費)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住宅(事業用途で使用している場合を除く)以外に設置される設備であること。 ■ FIT・FIP認定されない設備であること。 ※ FIT・FIP認定設備又は認定取得見込みの場合、補助対象外とする。 ■ 発電出力が50kW以上の設備であること。 ※ 発電出力は、太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれか低い方。 ■ 各種法令等に準拠した設備であること。 ■ 再エネアグリゲーション実証事業での制御等で活用するものであって、事業内容に照らし合わせ適切な規模のものであること。
	業務用・産業用 蓄電システム (蓄電システム本体機器 及び付随する制御装置、 計測・表示機器・筐体等 必要最低限の設備費)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 火災予防条例で定める安全基準の対象(4,800Ah・セル以上)となる設備であること。 ■ 蓄電システム購入価格(当該蓄電システムを稼働させるために必要な機器類が、合理的な構成で全て含まれていること)と工事費の合計が、目標価格以下であること。 2022年度 業務用・産業用蓄電システム目標価格 (設備費+工事費・据付費) 19万円/kWh ※ 目標価格に含まれる工事費・据付費についてはP.22を参照 ※ 再生可能エネルギー発電設備の電力変換装置と一体型の場合は、蓄電システムに係る部分のみを切り分けること。切り分けられない場合は、目標価格との比較において当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる。 (定格出力の小数点第二位以下は切り捨て) ■ 各種法令等に準拠した設備であること。 ■ 再エネアグリゲーション実証事業での制御等で活用するものであって、事業内容に照らし合わせ適切な規模のものであること。 ■ 蓄電システムのメーカー及びその制御装置の供給事業者(プログラムの更新実施者を含む。)について、過去3年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと。その他の開発供給の適切性が確保されていることを確認すること。

3.再エネ等導入事業

区分	内容	備考
	業務用・産業用 V2H充放電設備 (再エネアグリゲーション 実証事業に活用するた めに必要な最低限の設備 費)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)に、今後開示される令和4年度予算「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の交付対象のうちV2H充放電設備として承認された型式のものであること。開示されるまでは令和3年度予算「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」交付対象の機器を補助対象とする。 http://www.cev-pc.or.jp/ 又は再エネアグリゲーション実証事業に活用する設備として個別にSIIに認められた設備であること。 ※ <u>上記事業の令和3年度における後継事業において新たに交付対象として承認された型式一覧が公開された場合、以後最新の型式一覧を引用する。</u> ■ 住宅(事業用途で使用している場合を除く)以外に設置される設備であること。 ■ 事業所、工場、商業施設等におけるEV、PHV/PHEV等を再エネアグリゲーション実証事業で制御等活用するために必要な設備であって、事業内容に照らし合わせ適切な規模のものであること。
設備費	業務用・産業用 IoT関連機器 (再エネアグリゲーション 実証事業に活用するた めに必要な最低限の設備 費)	<ul style="list-style-type: none"> ■ DER等設備をIoT化し、再エネアグリゲーション実証事業に活用するために必要な設備の購入、製造等に要する費用。
工事費 据付費	再エネ等導入事業の設 備の導入の工事に要す る必要最低限の工事費・ 据付費	<ul style="list-style-type: none"> ■ 機械装置、電気制御装置及びこれらに附帯する 設備設置に要する費用。 ■ 基礎工事については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。 ■ 補助対象外の設備の導入に係る経費は補助対象外とし、補助対象経費との切り分けを行うこと。

【業務用・産業用蓄電システムの目標価格算定のための工事費・据付費について】

再エネアグリゲーション実証事業で導入する業務用・産業用蓄電システムの目標価格に含まれる工事費・据付費については、以下の項目とする。

- ・基礎工事
- ・搬入費(但し、クレーンなどの重機費用を除く)
- ・据付費
- ・電気工事費
- ・試運転調整費
- ・現場管理費
- ・屋外設置用コンテナ/シェルターの設置に要する工事(基礎工事、搬入費、据付工事)

※ 補助対象経費の留意点

- 交付申請時の事業計画から変更があり、結果的に再エネアグリゲーション実証事業に活用されなかった、又は不必要となった補助対象設備等に係る費用は補助対象外とする。
- 補助対象設備が、当該設備を稼働させる上で合理的な構成であるかどうかについて、SIIが確認を求める場合がある。また、その確認において、当該補助事業に要する経費として申請を行っていない内容についても、SIIが開示を求めた場合には、開示すること。
- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請すること。
その場合、次の算式を明記すること。
【補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額】
- 金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。但し、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- 自社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。
⇒詳細はP.37「補足② 利益等排除について」を参照のこと。
- 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等(補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。)を含めないこと。
- その他、SIIが対象経費として認められないと判断した経費は、補助対象外とする。

3.再エネ等導入事業

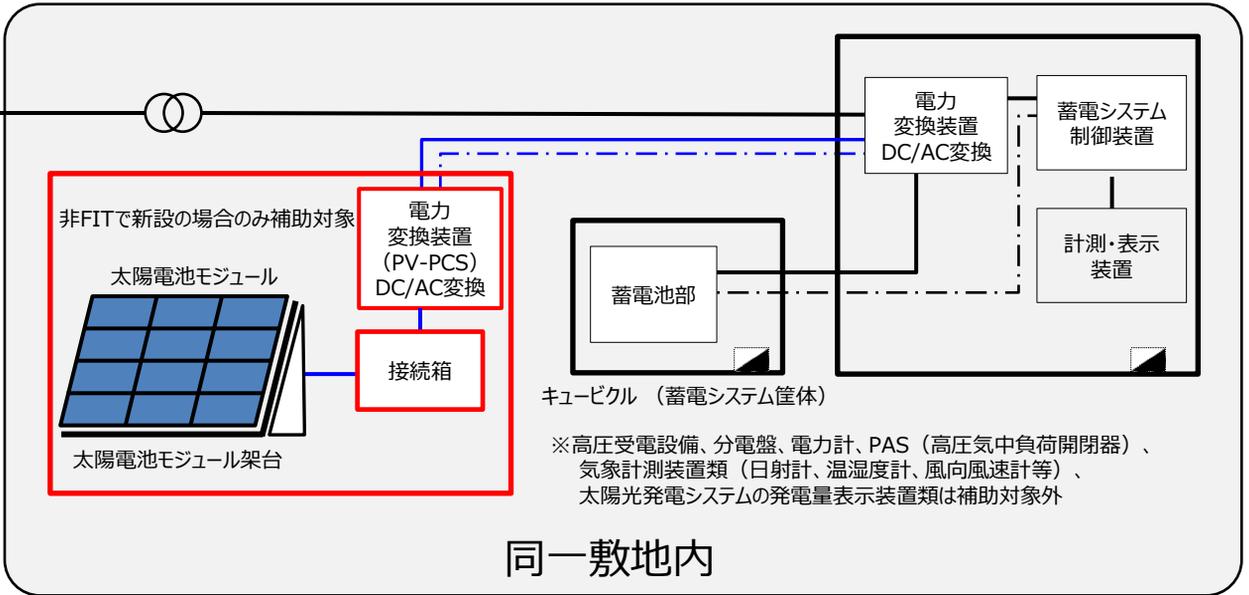
補助対象範囲：既存の蓄電システムと併用する太陽光発電システムを導入する場合

系統（高圧）

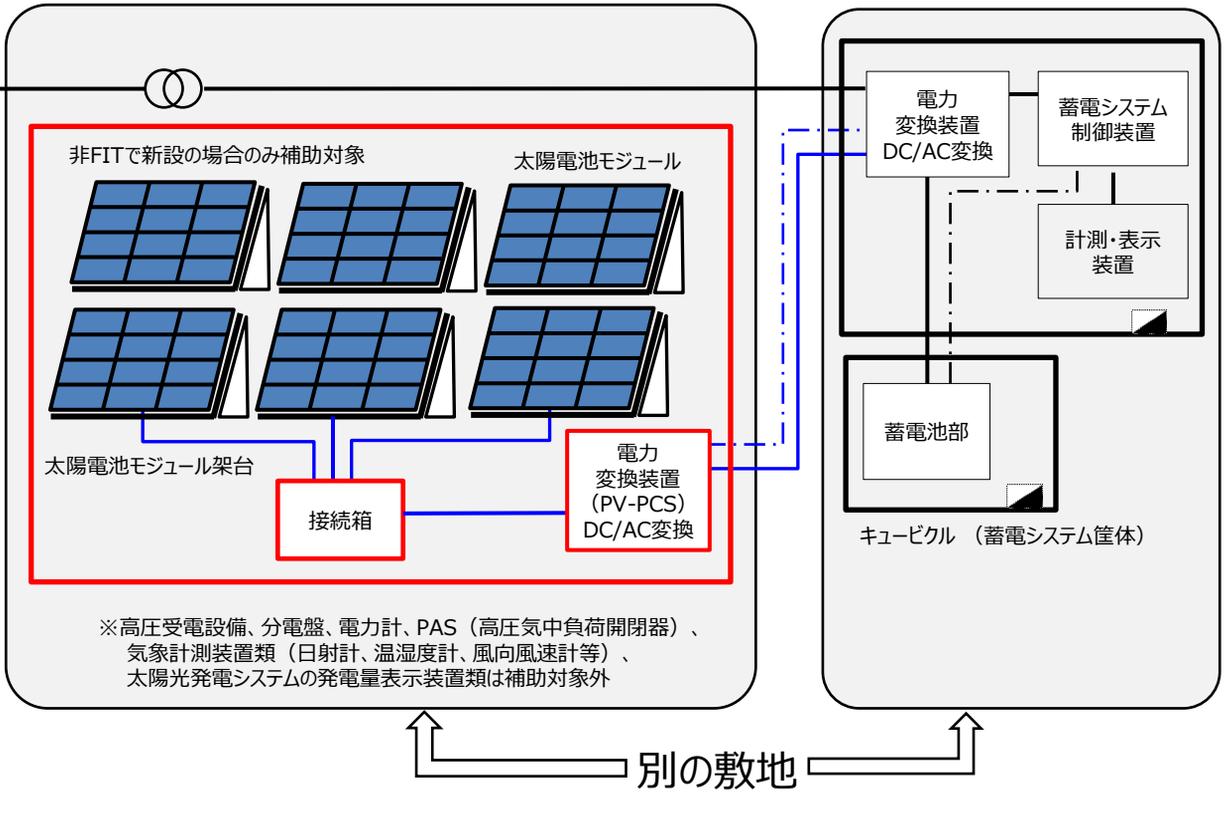
赤線：再エネ等導入事業設備費の補助対象
 青線：再エネ等導入事業工事費の補助対象
 黒線：再エネ等導入事業の補助対象外

—：電力線
 - - -：制御線

- 既存の蓄電システムに併用する太陽光発電システムを導入する場合 1
 (同一敷地内に蓄電システムが設置されている場合)



- 既存の蓄電システムに併用する太陽光発電システムを導入する場合 2
 (太陽光発電システムを導入する敷地とは別の場所に蓄電システムが設置されている場合)



3.再エネ等導入事業

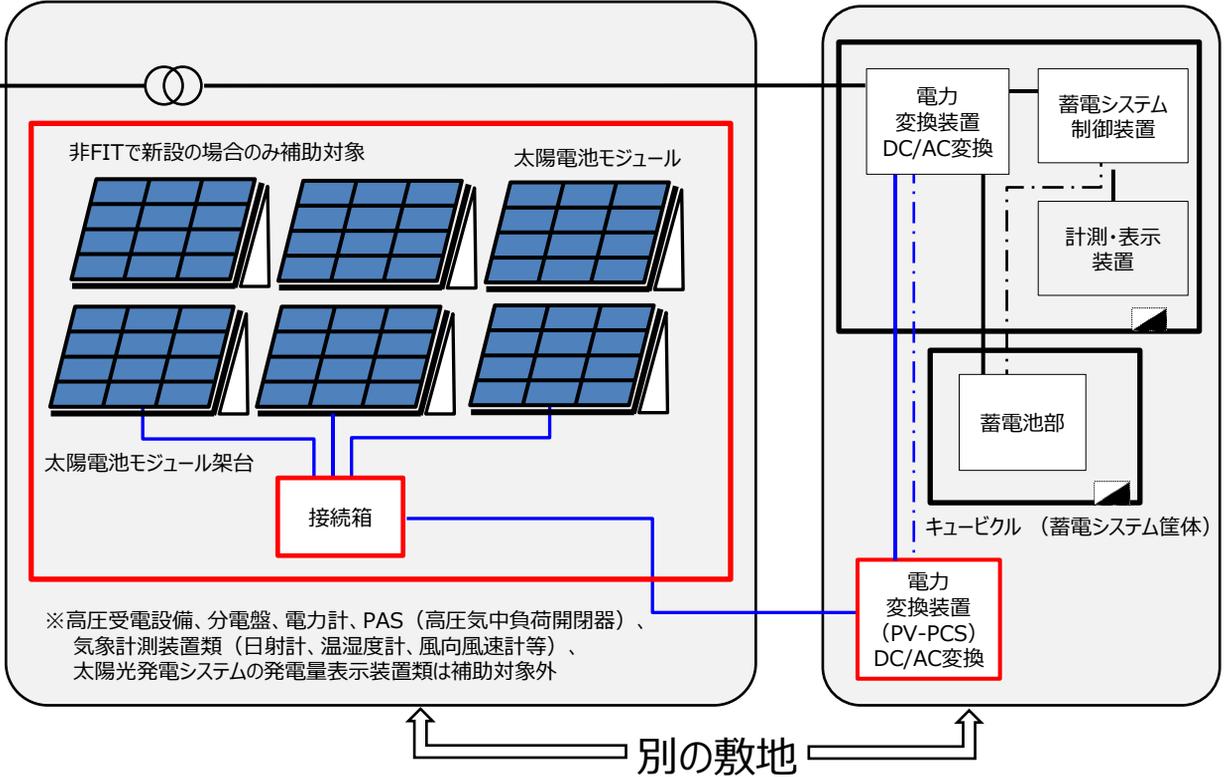
補助対象範囲：既存の蓄電システムと併用する太陽光発電システムを導入する場合

系統（高圧）

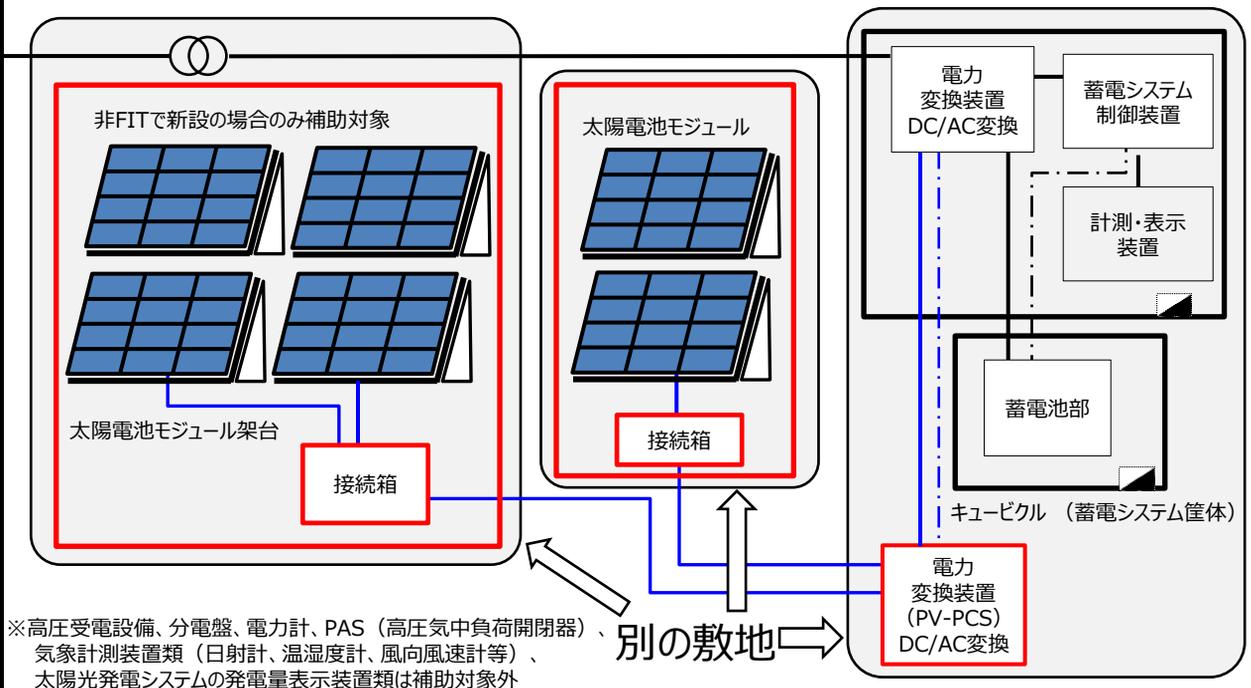
赤線：再エネ等導入事業設備費の補助対象
 青線：再エネ等導入事業工事費の補助対象
 黒線：再エネ等導入事業の補助対象外

—：電力線
 - - -：制御線

- 既存の蓄電システムに併用する太陽光発電システムを導入する場合 3
 (太陽光発電システムを導入する敷地とは別の場所に蓄電システムが設置されている場合)



- 既存の蓄電システムに併用する太陽光発電システムを導入する場合 4
 (太陽光発電システムを導入する敷地が複数で、別の場所に蓄電システムが設置されている場合)



3.再エネ等導入事業

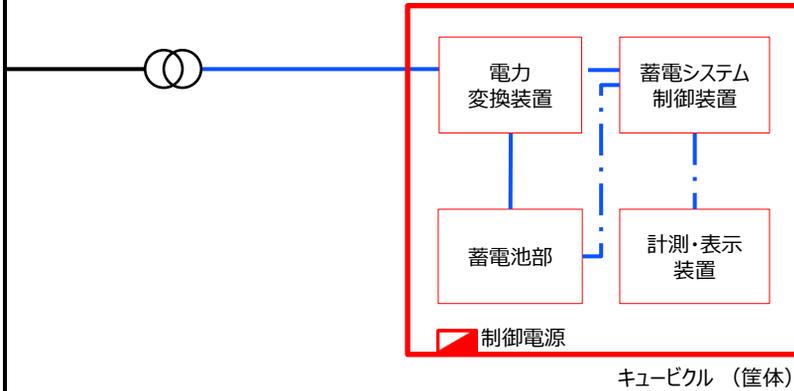
補助対象範囲：主な設備として蓄電システムを導入する場合

系統（高圧）

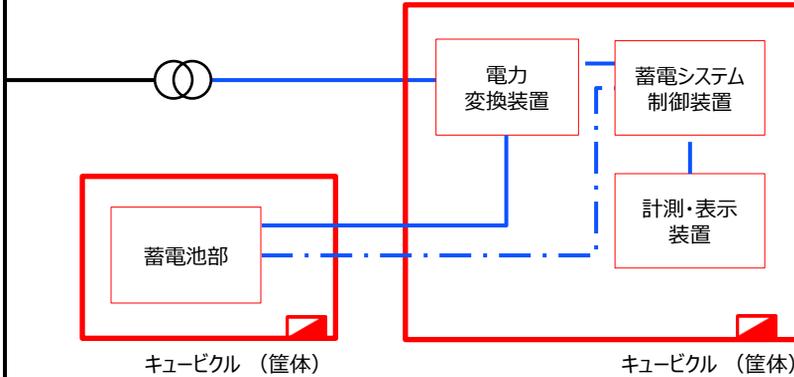
赤線：再エネ等導入事業設備費の補助対象
 青線：再エネ等導入事業工事費の補助対象
 黒線：再エネ等導入事業の補助対象外

—：電力線
 - - -：制御線

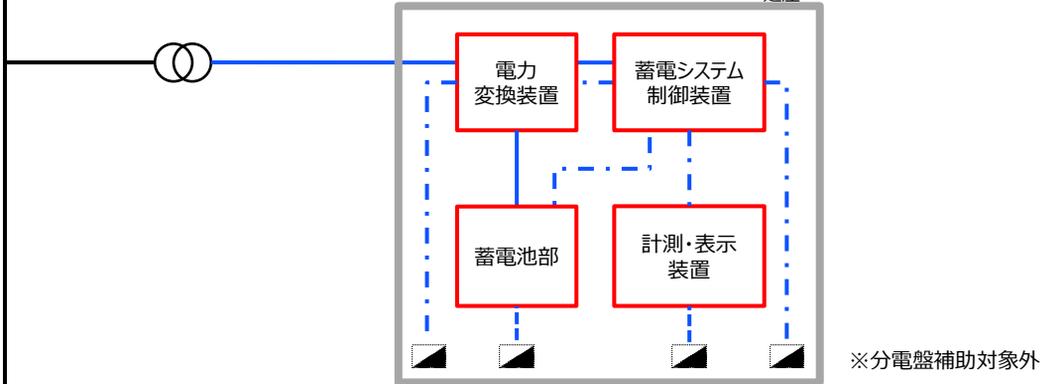
- 全ての装置・蓄電池部を同じキュービクル（筐体）に収納する場合



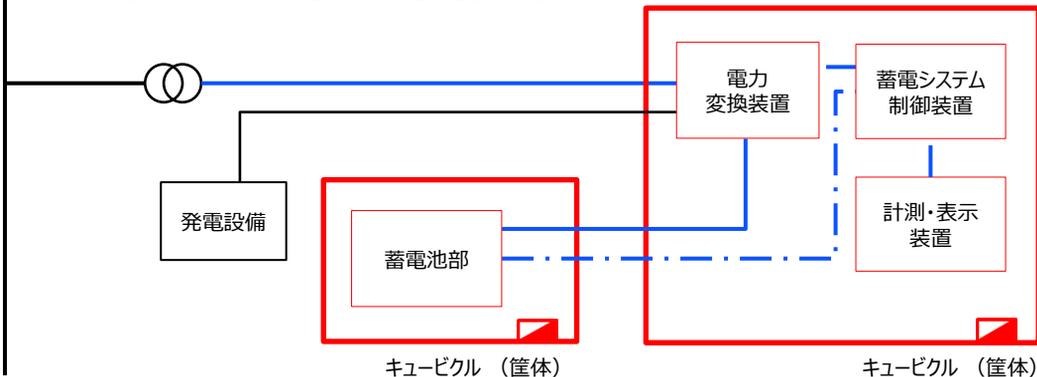
- 装置・蓄電池部を別のキュービクル（筐体）に収納する場合



- 装置・蓄電池部を建屋内に設置する場合



- 再生可能エネルギー発電設備用電力変換装置（太陽光発電以外）を併用する場合（※1）



※1 再生可能エネルギー発電設備の電力変換装置と一体型の場合は、蓄電システムに係る部分のみを切り分けること。

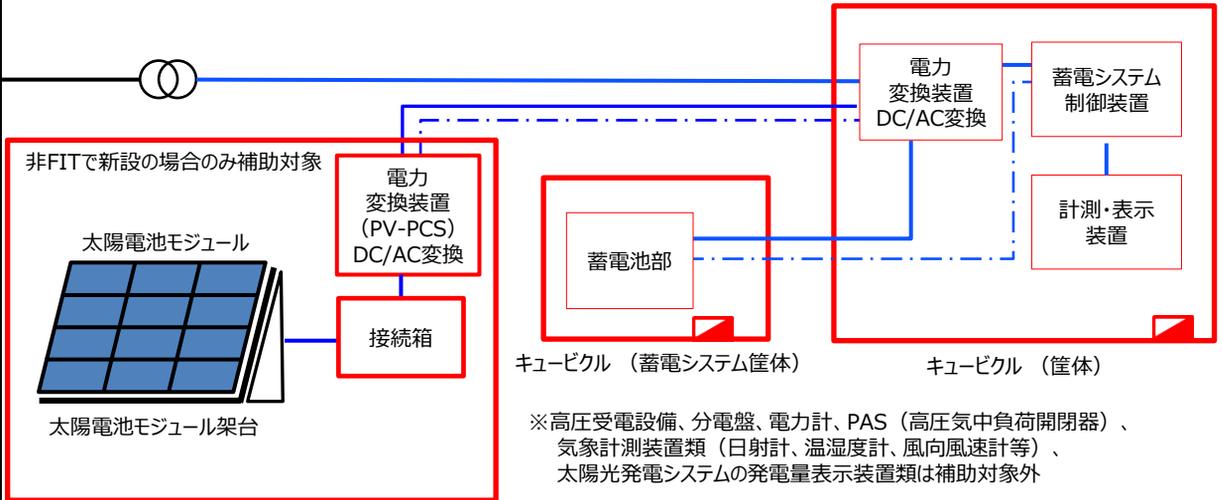
3.再エネ等導入事業

補助対象範囲：太陽光発電システムと蓄電システムを導入する場合

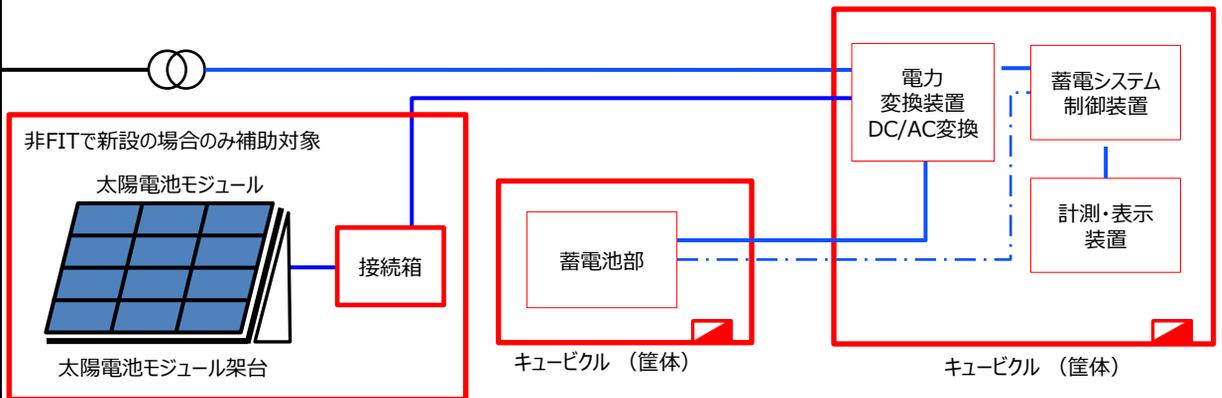
系統（高圧）

- 赤線：再エネ等導入事業設備費の補助対象
- 青線：再エネ等導入事業工事費の補助対象
- 黒線：再エネ等導入事業の補助対象外
- ：電力線
- - -：制御線

- ・ 再生可能エネルギー発電設備として太陽光発電システムを併用する場合（PV-PCS/蓄電池PCS分離型）



- ・ 再生可能エネルギー発電設備として太陽光発電システムを併用する場合（PV-PCS/蓄電池PCS一体型）



※ 既設太陽光発電システムの場合は、電力変換装置の蓄電システムに係る部分のみを切り分けること。

※高圧受電設備、分電盤、電力計、PAS（高圧気中負荷開閉器）、気象計測装置類（日射計、温湿度計、風向風速計等）、太陽光発電システムの発電量表示装置類は補助対象外

3.再エネ等導入事業

3-5 申請単位

1申請あたりの申請単位:補助対象の設備を導入する事業所単位とする。

※一つの事業所や住居で複数の補助対象設備を導入する場合は、まとめて1申請とする。

※再エネ等導入事業の交付申請等手続きは、当該再エネ等設備を活用し再エネアグリゲーション実証事業を行う再エネアグリゲーターが行う。

※分散型エネルギーリソースの更なる活用に向けた実証事業と併用の設備を導入する場合は主として使用する事業で申請をすること。

3-6 補助率及び補助上限額

補助率及び補助上限額は、以下の通りとする。

区分	費用区分	補助率	補助金 上限額	
業務用・産業用 太陽光発電設備	設備費 工事費	1/3以内	8万円/1kW 定格出力	1申請あたり 1億円
業務用・産業用 蓄電システム			6.3万円 /1kWh 蓄電容量	
業務用・産業用 V2H充放電設備		1/2以内	200万円/台	
上記設備の新規導入に併せた IoT関連機器※3 (EMS機器含む) ※実証に必要な場合に限る		定額	5万円/申請	
既設のDER等をIoT化させるためのIoT関連 機器 ※新規設備導入と併せての申請は不可			10万円/申請	

※業務用・産業用蓄電システムにてリユース蓄電池を導入する場合は、補助対象とするが車載用の2次利用に限る。

再エネ等導入事業の予算について

設備区分ごとのバランス等を鑑み、予算を割り振ることを検討しています。
詳細は再エネ等導入事業の公募開始時の公募要領第2稿に記載します。

3-7 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、下記の通りとする。

・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日(交付決定日)以降とする。

※ 補助対象経費に係る発注は、交付決定日以降に実施すること。

※ 原則として三者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。三者見積・競争入札は交付決定日前の実施も可とする。

・補助事業完了日

補助事業の完了日は、下記①～④を全て完了させた日とする。

①補助対象設備の設置工事完了。

②補助対象設備の検収完了。

③当該導入設備に係る再エネアグリゲーション実証事業の実証完了。

④補助対象経費の全額支出完了。

3-8 公募期間

公募期間 : 2022年6月1日(水)または再エネアグゲーター採択後～2022年12月23日(金) 12:00 必着

交付決定 : 交付申請から約1ヶ月後(審査状況や不備等により前後するため、あくまで目安の期間となる)

交付申請の補助申請金額の合計額が予算額に達した場合、申請受付期間内であっても交付申請の受付を終了する。予算状況はSIIのホームページを参照のこと。

3.再エネ等導入事業

3-9 審査方法

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について、交付要件等の審査を行った後、採択事業者を決定する。

※ 交付申請の採択は予算の範囲内で行うため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがある。

※ SIIは必要に応じて、経済産業省に相談の上、審査を行う。その際、SIIにおいて判断が困難な申請があった場合には、申請者に対して経済産業省から個別に連絡やヒアリングが行われる場合がある。

3-10 審査項目

「要件審査」において補助事業者及び補助事業の内容が「再エネ等導入事業 要件審査項目表」に記載する要件を満たしていることを確認する。

再エネ等導入事業 要件審査項目表

審査項目	小項目	評価基準
1. 補助事業	(1) 再エネ等導入事業の要件	公募要領等の要件に該当する事業内容であること
2. 補助事業者	(2) 補助事業者の要件	公募要領等の要件に該当する申請者であること
3. 補助対象設備	(3) 補助対象設備の要件	補助対象設備の仕様が公募要領等の要件を満たしていること
4. 補助対象経費	(4) 価格の妥当性	補助対象経費の価格が妥当であり、補助対象外経費が含まれていないこと
5. 補助事業計画	(5) 事業実施の前提となる事項、及び実施上問題となる事項	再エネアグリゲーション実証事業との連携に係る協議や、その他事項について問題がないこと
	(6) 事業実施体制	再エネアグリゲーターとの連携体制が明確かつ適切であること
	(7) スケジュール	補助事業のスケジュールは物理的に無理がなく、補助事業期間内に終了すること

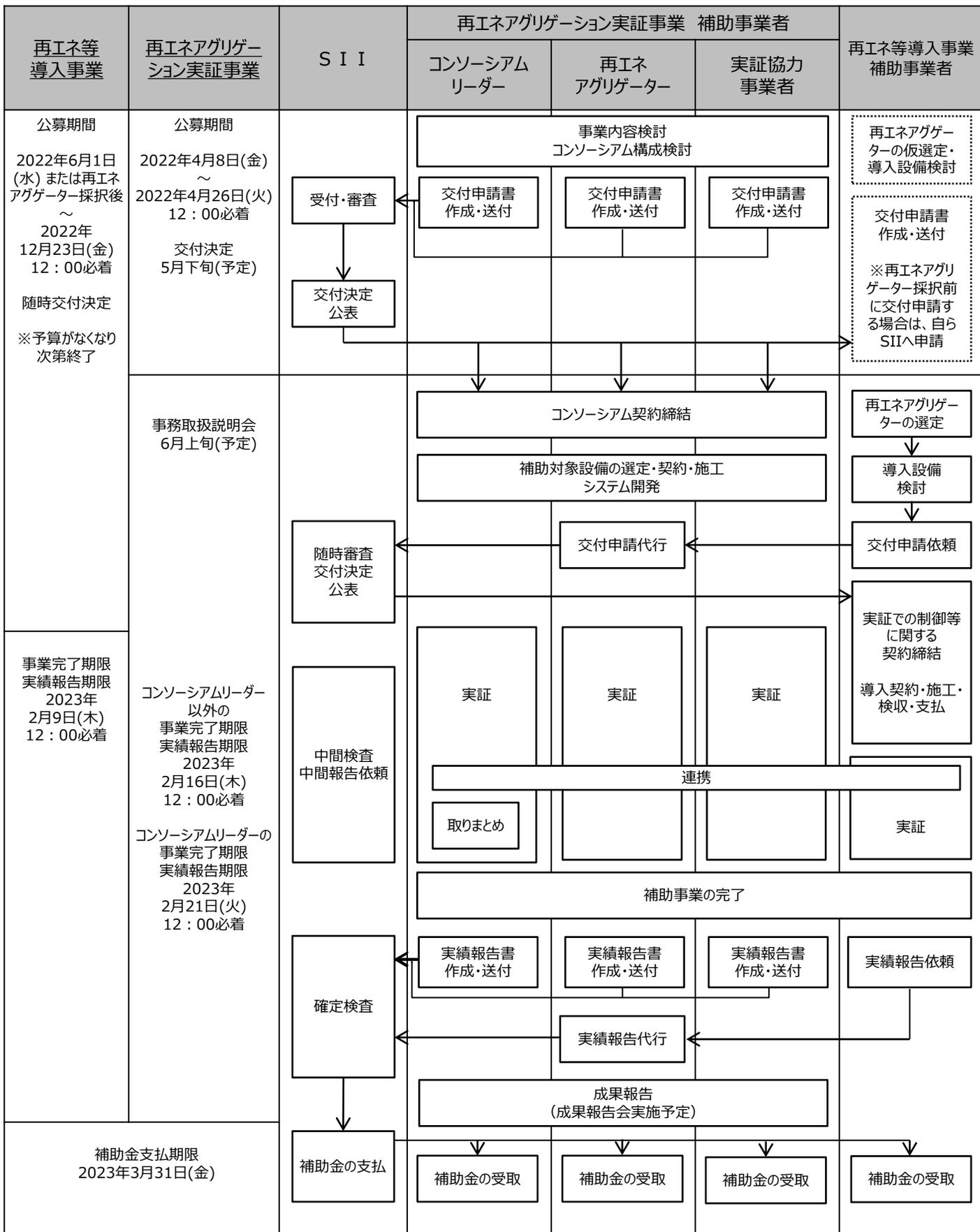
※ 採択しない事例

- 必要な書類等が整備されていない場合
- 再エネアグリゲーション実証事業で連携するコンソーシアムや再エネアグリゲーターが不明確な場合
- 補助対象経費について、妥当性が認められない場合
- その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合

4.事業の実施

4.事業の実施

4-1 補助事業のスケジュール



4.事業の実施

4-2 交付の申請について

本事業の交付申請は再エネアグリゲーション実証事業と再エネ等導入事業で申請方法が異なる。

(1)再エネアグリゲーション実証事業

申請者は、jGrantsに必要な情報を入力したのち、申請書類一式を副本2冊作成の上、うち1冊をSIIに提出し、もう1冊は申請者にて保管しておくこと(作成の流れは、P.40【5-2 申請の流れ】を参照)。

(2)再エネ等導入事業

申請者は、再エネアグリゲーターに申請代行を依頼し、再エネアグリゲーターが申請を代行する。再エネアグリゲーターはSIIより申請代行に必要な書式を受け取り、データの入力を行い、必要書類と合わせメールで申請書を提出する。申請書類一式を副本2冊作成の上、うち1冊をSIIに提出し、もう1冊は申請者にて保管しておくこと(作成の流れは、P.40【5-2 申請の流れ】を参照)。

※ 再エネ等導入事業において、再エネ等導入事業者からSIIへの質問は連携する再エネアグリゲーターが取りまとめて行うこと。

※ 審査において、SIIは追加の提出書類を求める場合がある。

※ 申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更等があった場合、変更内容についてSIIに報告し、指示に従うこと(SIIへの連絡先は、P.44を参照)。

4-3 審査及び交付の決定について

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について、交付要件等の審査を行った後、採択者を決定する。

審査の流れは、各事業の事業内容記載頁を参照すること。

SIIは、交付規程に従って、採択された補助事業者に交付決定通知をする。

※ 交付決定通知に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではなく、補助事業完了後に補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

※ 交付決定通知は、補助事業者自身で保管し、紛失等がないよう細心の注意を払うこと。

4-4 採択結果の公表について

SIIは、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報(補助事業者名、補助事業の名称、コンソーシアム体制、事業概要等)をSIIホームページで公表する。

なお、交付決定等に関する情報は、gBiz INFOにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ 「gBiz INFO」Webサイト:<https://info.gbiz.go.jp/>

4-5 採択事業者への連絡について(再エネアグリゲーション実証事業のみ)

SIIは、交付決定日以降の事業実施方法等について、採択された補助事業者に対し別途連絡し、事務取扱説明会等の指示を行う。

4.事業の実施

4-6 補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定を受けた日以降に発注・契約を行うこと。

なお、原則として三者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。三者見積・競争入札は公募開始日から交付決定日前の実施も可とする。

※三者見積・競争入札を行う場合、以下の点に留意すること。

- ・ 見積依頼仕様書(見積図面等)を作成し、書面による見積依頼(見積依頼する仕様を明確にすること)を行うこと。
- ・ 三者見積・競争入札は、競争関係が成立する依頼先にて行うこと。
- ・ 見積依頼仕様書において、機種指定・発注先指定等を行わないこと。
- ・ 三者見積を行う場合、見積依頼先の選定の承認に関して、選定理由書を作成すること。
- ・ 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規程に基づいて実施すること。

※特別な理由により三者見積・競争入札の実施が出来ない場合、合理的な理由がある場合に限り随意契約を認める場合がある。その場合事前にSIIに相談し指示を仰ぐこと。

4-7 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある(SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある)。

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、SIIの承認を受ける必要はない。

※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

4-8 中間検査

SIIは、事業期間中に必要に応じて中間検査(現地調査を含む)を行うことがある。補助事業者はSIIの指示に従い、対応すること。

4-9 補助事業の完了について

補助事業は、補助対象設備の設置工事完了、補助対象設備の検収完了、各実証事業の実証完了、補助対象経費の全額支出完了をもって事業の完了とする。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月までに金融機関を通じた支払いで行うこと。原則、クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めない。また、ATMの振込明細も認められないので注意をすること。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

※人件費など、補助事業期間中に支出完了が困難であり、相当な事由があると認められるものがある場合は、別途SIIに相談の上指示を仰ぐこと。なおその場合であっても補助事業期間中に当該経費の額(支出義務額)を確定させること。

4.事業の実施

4-10 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内又は各事業ごとに定められた期限のいずれか早い日までに実績報告書をSIIに提出すること。

※再エネ等導入事業の場合は、連携する再エネアグリゲーターが代行報告を行うこと。

SIIは、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類の審査及び必要に応じて現地調査(確定検査)を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者が用意する書類は交付決定後に別途伝えるものとする。

また、自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除すること。

⇒詳細はP.37「補足② 利益等排除について」を参照のこと。

4-11 成果報告について

再エネアグリゲーション実証事業の補助事業者は、別途開催を予定する成果報告会にて補助事業の成果を報告する必要があり、報告する成果項目や作成する資料等については、SIIの指示に従うこと。

4-12 補助金の支払いについて

補助事業者はSIIの確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることとする。

※登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金振り込みができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意すること。

4-13 取得財産等の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等(取得財産等)について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとする時は、あらかじめSIIの承認を受ける必要がある。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。

4-14 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること。
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

4.事業の実施

4-15 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。
- (4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

4-16 個人情報の取扱について

本事業の各種手続きなどにおいて、申請者又は代行者がSIIに提供した個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定義する「個人情報」をいい、本人確認のために提出された資料を含む。)については、申請に係る事務処理等に利用する他、国又はSIIが主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する。

個人情報を含む実証実験データについて、国の政策等に係る分析のため、SIIと機密情報保持契約を締結した分析機関に対し提供することがある。

補足① 機械装置等の導入費等に係るリース等の利用について

補助対象設備の所有者と、その設備の使用者が異なる場合 (リース等を利用する場合)

- リースを利用する場合は、所有者であるリース事業者等と、補助対象設備の使用者と共同で交付申請を行うこと。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト(調達金利根拠)、手数料、保険料、税金等を明示)を提示すること。
- 補助対象となる設備は、処分制限期間(法定耐用年数)の間使用すること。
リース期間は処分制限期間以上であること。
なお、処分制限期間内に財産処分を行う時は、事前にSIIの承認を受けること。
※ 詳細はP.35【4-13 取得財産等の管理等について】を参照のこと。
- 転リース等、通常のリースと異なる体制で本事業を実施する場合は、必ず申請前にSIIと協議を行い、その体制について許可を得ること。

補足② 利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身での調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

補足③ 令和4年度健保等級単価

健保等級適用者				労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費 単価 (円/時間)	
等級	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与 1回～3回	月給範囲額				
		以上	～			未満	以上	～		未満
1	58,000	1	～	63,000	350	470	1	～	83,790	470
2	68,000	63,000	～	73,000	410	550	83,790	～	97,090	550
3	78,000	73,000	～	83,000	480	630	97,090	～	110,390	630
4	88,000	83,000	～	93,000	540	720	110,390	～	123,690	720
5	98,000	93,000	～	101,000	600	800	123,690	～	134,330	800
6	104,000	101,000	～	107,000	640	850	134,330	～	142,310	850
7	110,000	107,000	～	114,000	670	900	142,310	～	151,620	900
8	118,000	114,000	～	122,000	720	960	151,620	～	162,260	960
9	126,000	122,000	～	130,000	770	1,030	162,260	～	172,900	1,030
10	134,000	130,000	～	138,000	820	1,090	172,900	～	183,540	1,090
11	142,000	138,000	～	146,000	870	1,160	183,540	～	194,180	1,160
12	150,000	146,000	～	155,000	920	1,230	194,180	～	206,150	1,230
13	160,000	155,000	～	165,000	980	1,310	206,150	～	219,450	1,310
14	170,000	165,000	～	175,000	1,040	1,390	219,450	～	232,750	1,390
15	180,000	175,000	～	185,000	1,110	1,470	232,750	～	246,050	1,470
16	190,000	185,000	～	195,000	1,170	1,550	246,050	～	259,350	1,550
17	200,000	195,000	～	210,000	1,230	1,640	259,350	～	279,300	1,640
18	220,000	210,000	～	230,000	1,350	1,800	279,300	～	305,900	1,800
19	240,000	230,000	～	250,000	1,480	1,960	305,900	～	332,500	1,960
20	260,000	250,000	～	270,000	1,600	2,130	332,500	～	359,100	2,130
21	280,000	270,000	～	290,000	1,720	2,290	359,100	～	385,700	2,290
22	300,000	290,000	～	310,000	1,850	2,460	385,700	～	412,300	2,460
23	320,000	310,000	～	330,000	1,970	2,620	412,300	～	438,900	2,620
24	340,000	330,000	～	350,000	2,090	2,780	438,900	～	465,500	2,780
25	360,000	350,000	～	370,000	2,220	2,950	465,500	～	492,100	2,950
26	380,000	370,000	～	395,000	2,340	3,110	492,100	～	525,350	3,110
27	410,000	395,000	～	425,000	2,520	3,360	525,350	～	565,250	3,360
28	440,000	425,000	～	455,000	2,710	3,610	565,250	～	605,150	3,610
29	470,000	455,000	～	485,000	2,890	3,850	605,150	～	645,050	3,850
30	500,000	485,000	～	515,000	3,080	4,100	645,050	～	684,950	4,100
31	530,000	515,000	～	545,000	3,260	4,340	684,950	～	724,850	4,340
32	560,000	545,000	～	575,000	3,450	4,590	724,850	～	764,750	4,590
33	590,000	575,000	～	605,000	3,630	4,840	764,750	～	804,650	4,840
34	620,000	605,000	～	635,000	3,820	5,080	804,650	～	844,550	5,080
35	650,000	635,000	～	665,000	4,000	5,330	844,550	～	884,450	5,330
36	680,000	665,000	～	695,000	4,190	5,570	884,450	～	924,350	5,570
37	710,000	695,000	～	730,000	4,380	5,820	924,350	～	970,900	5,820
38	750,000	730,000	～	770,000	4,620	6,150	970,900	～	1,024,100	6,150
39	790,000	770,000	～	810,000	4,870	6,480	1,024,100	～	1,077,300	6,480
40	830,000	810,000	～	855,000	5,120	6,800	1,077,300	～	1,137,150	6,800
41	880,000	855,000	～	905,000	5,420	7,220	1,137,150	～	1,203,650	7,220
42	930,000	905,000	～	955,000	5,730	7,630	1,203,650	～	1,270,150	7,630
43	980,000	955,000	～	1,005,000	6,040	8,040	1,270,150	～	1,336,650	8,040
44	1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	6,350	8,450	1,336,650	～	1,403,150	8,450
45	1,090,000	1,055,000	～	1,115,000	6,720	8,940	1,403,150	～	1,482,950	8,940
46	1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	7,090	9,430	1,482,950	～	1,562,750	9,430
47	1,210,000	1,175,000	～	1,235,000	7,460	9,920	1,562,750	～	1,642,550	9,920
48	1,270,000	1,235,000	～	1,295,000	7,830	10,420	1,642,550	～	1,722,350	10,420
49	1,330,000	1,295,000	～	1,355,000	8,200	10,910	1,722,350	～	1,802,150	10,910
50	1,390,000	1,355,000	～		8,570	11,400	1,802,150	～		11,400

5.申請方法

5. 申請方法

5-1 提出期限

申請書類(Excel書式等)の電子データをjGrantsに添付して申請(再エネ等導入事業はメールで申請)を行い、かつ申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式(P. 41~43【5-3、5-4、5-5 提出書類一覧】を参照。)を以下の受付期間中に到着するよう郵送すること。

《受付期間》

再エネアグリゲーション実証事業: 2022年4月8日(金)~2022年4月26日(火) 12:00 必着

再エネ等導入事業: 2022年6月1日(水)または再エネアグゲーター採択後~2022年12月23日(金) 12:00 必着

※ 申請書類は、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること(直接、持ち込みは不可)。

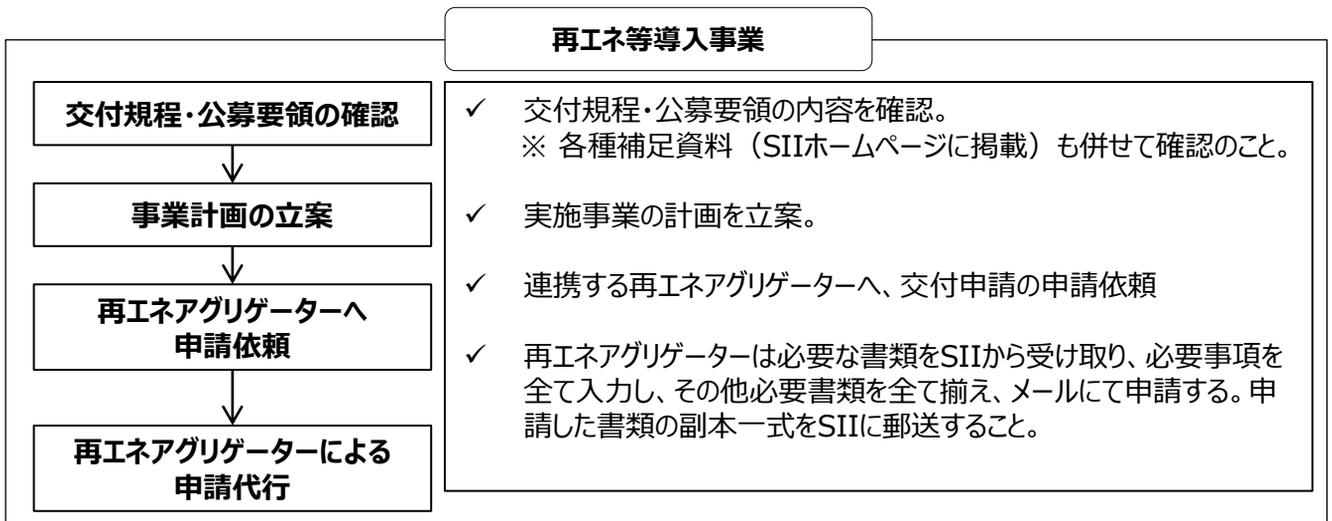
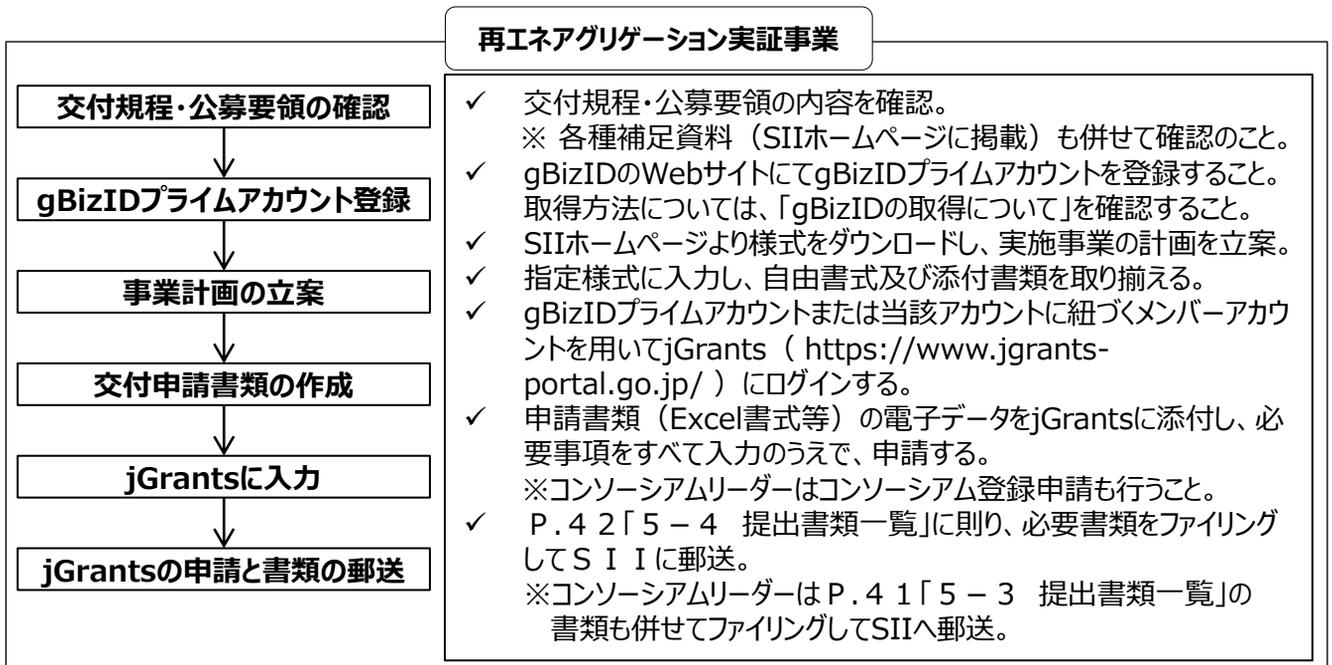
※ 郵送宛先には当団体の略称「SII」は使用しないこと。

※ 申請書類は原則返却をしないが、誤って送付された証憑等、返却が必要な場合は着払いとなる。

※ 申請書類の到着状況についての問い合わせは不可。到着状況が確認できる方法で郵送すること。

5-2 申請の流れ

交付申請書類は、申請書類(Excel書式)及び自由書式を使って作成する。jGrantsへの申請書類(Excel書式等)の添付、及び必要事項の入力も必ず行うこと。申請の流れは以下手順を参照のこと。



5.申請方法

5-3 提出書類一覧(コンソーシアム登録申請)

コンソーシアムリーダーは、コンソーシアム登録にあたり以下の書類を作成し、交付申請とは別にコンソーシアム登録申請を行うこと。

また、書類のファイリングは次ページに示す交付申請書類と併せて行うこと。

No.	様式	書類名称	注意事項
1	指定様式1	コンソーシアム体制図	• コンソーシアムリーダーが全社を集約した体制図を作成
2	指定様式2	コンソーシアム体制リスト	• コンソーシアム体制図上の全社をリスト化
3	指定様式3	コンソーシアム事業計画書	• PPT様式で全体の事業計画を策定すること • 様式は別途SII HPにて公開
4	指定様式4	全体システム概要書	

※ 必要に応じてSIIより書類の追加提出を求める場合があるので、申請者はSIIの求めに応じること。

※ 交付決定後、コンソーシアムの追加登録を希望する場合は、SIIに問い合わせをすること。

5.申請方法

5-4 提出書類一覧(再エネアグリゲーション実証事業交付申請)

事業者の区分により提出書類が異なるため、下表を参照し申請を行うこと。

No.	様式	書類名称	提出者 (●: 提出必須、△: 該当する場合のみ)			注意事項
			再エネアグリゲーター	実証協力者	交付申請無し再エネアグリゲーター(※1)	
1	様式第1	交付申請書	●	●		・ 自社の実証経費等を各々の企業が申請すること
2	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	●	●		
3	別紙2	役員名簿	●	●		・ 書類提出時点の全ての役員を記載(執行役員を除く)すること
4	別紙3	実施体制図	●	●		・ 税込み100万円以上の契約がある場合のみ記入すること
5	別紙	暴力団排除に関する制約事項	●	●		・ 本書類の記に記載されている事項に該当しないことを確認して提出すること
6	指定様式6	実施計画書	●	●		
7	自由	四半期毎の実証スケジュール	●	●		
8	自由	四半期毎のシステム開発スケジュール	●	●		
9	指定様式7	システム概要書	●		●	・ 複数のシステムがある場合は、システムごとに1枚ずつ作成・提出すること
10	指定様式8	実証予定・補助金申請予定(2022年度)	●		●	・ 記入例を参照して作成すること ・ 再エネアグリゲーターは各々の導入見込を提出すること ・ コンソーシアムリーダーは同一コンソーシアムの全導入見込みを集約して提出すること ・ 実証協力者は提出の必要なし
11	指定様式9	人件費シート	△	△		・ (別紙1) の入力金額と一致していること ・ 人件費の申請がある場合のみ提出すること
12	指定様式10	実証経費シート	△	△		・ (別紙1) の入力金額と一致していること ・ 実証経費の申請がある場合のみ提出すること
13	自由	実証経費の経費根拠資料	△	△		・ 実証経費の単価や数量がわかる資料(見積書・カタログ等)を提出すること ・ 見積書は宛先、発行元、発行日が確認できること ・ 申請時点は概算見積りで可、実績報告時に三者見積りが必要になる ・ 補助対象経費が最安値の見積を補助対象経費とする(発注は最安値以外の事業者でも可)
14	指定様式11	機械装置等の導入費シート	△	△		・ (別紙1) の入力金額と一致していること ・ 機械装置等の導入費の申請がある場合のみ提出すること
15	自由	機械装置等導入費の経費根拠資料	△	△		・ 機械装置等の導入費の単価や数量がわかる資料(見積書・カタログ等)を提出すること ・ 見積書は宛先、発行元、発行日が確認できること ・ 申請時点は概算見積りで可、実績報告時に三者見積りが必要になる ・ 補助対象経費が最安値の見積を補助対象経費とする(発注は最安値以外の事業者でも可)
16	自由	決算報告書(直近3年分)	●	●		
17	自由	社内のコンプライアンス体制図	●	●		・ コンプライアンス遵守の仕組みがわかる体制図を提出すること
18	自由	情報セキュリティポリシー 等	●	●		・ 情報管理における取り組みがわかる資料を提出すること ・ 取得している場合、第三者認証の認証証明書、社内規定のコピー等

※ 1. 交付申請なし再エネアグリゲーターはメールでの書類提出とし、郵送は不要とする。書類提出の際のメール件名は以下のルールを厳守すること。

件名: 【R4再エネアグリ事業】再エネアグリゲーター登録情報_〇〇〇 (〇〇〇は事業者名を記載すること)

※ 2. 必要に応じてS I Iより書類の追加提出を求める場合があるので、申請者はS I Iの求めに応じること。

※ 3. 実証協力者で交付申請がない場合は提出書類は無し。

5.申請方法

5-5 提出書類一覧(再エネ等導入実証事業交付申請)

申請代行を行う再エネアグリゲーターは、初回の申請を行う前までに「実証参加に係る同意書(ひな形)」を提出すること。

No.	書式	書類名称	注意事項
1	様式第1	交付申請書	
2	別紙1	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	
3	別紙2	役員名簿	・共同申請者含め全社分を提出すること
4	別紙3	実施体制図	・税込み100万円以上の契約がある場合のみ記入すること
5	指定	補助事業申請同意書	・申請代行者(再エネアグリゲーター)を通して補助事業への申請することの同意書を提出すること ・共同申請者含め全社分提出すること
6	別紙	暴力団排除に関する制約事項	・本書類の記に記載されている事項に該当しないことを確認して提出すること
7	自由	見積書	・写しを提出すること ・見積宛先、発行元、発行日が確認できること
8	自由	設備の製品カタログ/設備の仕様書	見積を取得した設備メーカーの製品カタログ、メーカー発行の仕様書 ※補助対象範囲を赤枠で囲むこと
9	自由	電気事業者が発行した系統連系に係る案内文書等	・系統連系が済んでいない場合は申込書(写)でも可とする
10	自由	単線結線図	・補助対象と対象外を色分けし、明確にすること ・図面の作成者(事業者)が確認できること
11	自由	配置図	・補助対象と対象外を色分けし、明確にすること ・配置場所住所、図面作成者(事業者)、縮尺や寸法が確認できること

<以下の書類は必要に応じて提出>

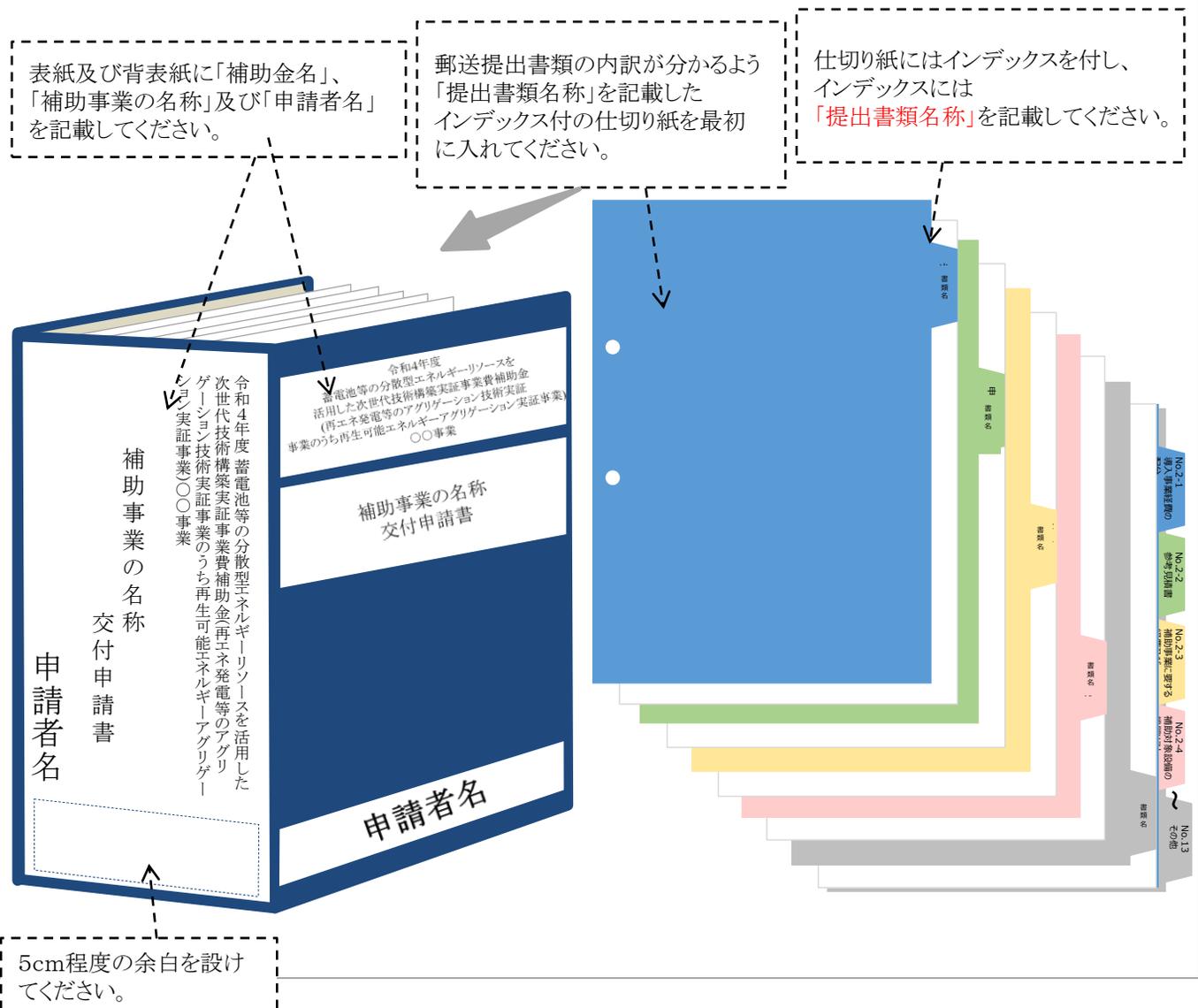
12	指定	設備設置承諾書	・店子等(設置場所の所有者以外)の場合は、オーナーの承諾書を添付すること
13	指定	リース内訳書	・リースの場合のみ提出すること
14	自由	ESCO契約書(雛形)	・ESCOの場合のみ提出すること
15	自由	TPOサービス契約書(雛形)	・TPOモデルの場合のみ提出すること

※必要に応じてSIIより書類の追加提出を求める場合があるので、再エネアグリゲーターはSIIの求めに応じること。

5. 申請方法

【郵送書類提出ファイル作成時の注意事項】

- 申請書類副本はA4ファイル(2穴、パイプ式ファイル)に綴じること。
- 表紙及び背表紙に「補助金名」、「補助事業の名称」及び「申請者名」を記載すること。
- ファイルは、中身の書類に応じた厚さであること。 ※ 紙製の薄いファイルは使用不可。
- 全ての書類は穴を開け、直接ファイリングすること。(クリアフォルダには入れない。)
- 書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。 ※ 袋とじは不可。
- Excel書式(SII指定書式)については、A4サイズ(片面印刷)にて出力すること。
- 書類は、ホチキス止めを行わないこと。
- 「提出書類一覧」に示す各書類の最初には、「No.」及び「提出書類名称」を記載したインデックス付の仕切り紙を挿入すること。(申請書類自体にはインデックスをつけない。)
- 正本1冊及び副本1冊を作成し、正本をSIIへ提出すること。
※ 副本は、jGrantsに添付したもの(再エネ等導入事業はメールに添付したもの)から作成し、必ず申請者が保管すること。
- 提出書類一覧のインデックスを全て作成し、該当しない書類については「該当なし」の紙を挟み込み綴じること。



5-4 提出先

<書類提出先>

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
事業第3部

令和4年度 再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業

〇〇事業 交付申請書 在中

※〇〇は事業名

※ 上記をカラーコピーして、宛先として使用することも可。

※ 郵送時は、必ず赤字で「令和4年度 再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業 〇〇事業
交付申請書 在中」と記入のこと。

<お問い合わせ先>

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

再エネアグリゲーション実証事業 窓口担当

TEL:03-5565-3960

MAIL:der01_info@sii.or.jp

※申請代行の送付先も同様

WEB:<https://sii.or.jp/>

受付時間は平日10:00～12:00、13:00～17:00

※通話料がかかりますので、ご注意ください。

6. 交付規程(抜粋)

6.交付規程(抜粋)

蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業費補助金

交付規程

制定 2021年4月2日

S I I - B V A 2 1 0 - 0 0 - 2 0 2 1 0 4 0 1 - R

(目的)

第1条 この規程は、蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業費補助金交付要綱(20210128財資第1号。以下「交付要綱」という。)²第24条第1項の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。))が行う蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業費補助金(以下「補助金」という。))の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 S I Iが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに交付要綱に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 「蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用した次世代技術構築実証事業」(以下「次世代DER事業」という。))とは、補助金を活用し行われる、卸電力市場価格等を踏まえた電力料金(以下「ダイナミックプライシング」という。))による電動車の充電時間をシフトする実証事業、及び多数の再生可能エネルギーや分散型エネルギーリソースを束ね(以下「アグリゲーション」という。))、正確に制御する技術等の実証事業をいう。
- 「ダイナミックプライシングによる電動車の充電シフト実証事業」(以下「DP事業」という。))とは、次世代DER事業のうち、ダイナミックプライシングによる電動車の充電時間をシフトする実証事業を通じて充電行動等のデータを取得・分析し、課題及びその解決方法を整理する事業をいう。
- 「小売電気事業者」とは、小売電気事業を営むために経済産業大臣の登録を受けた者又は登録を受ける見込みの者であり、単独または協力事業者と共同でDP事業を実施する者をいう。
- 「実証参加者」とは、DP事業において小売電気事業者からダイナミックプライシングメニューの提供を受け、電動車の充電時間をシフトする実証事業を行う者をいう。
- 「再生可能エネルギー発電等のアグリゲーション技術実証事業」(以下「再エネ・DERアグリ事業」という。))とは、次世代DER事業のうち、多数の再生可能エネルギーや分散型エネルギーリソースのアグリゲーションを行い、正確に制御する技術等の実証を行う事業をいう。
- 「再生可能エネルギーアグリゲーション実証事業」(以下「再エネアグリ事業」という。))とは、再エネ・DERアグリ事業のうち、再生可能エネルギー発電と蓄電池等の分散型エネルギーリソースを組み合わせて、需給バランス確保のための予測技術やリソース制御に必要となる技術等の実証を行う事業をいう。
- 「再エネアグリゲーション実証事業」とは、再エネアグリ事業のうち、アグリゲーターが行うアグリゲーションやリソースの制御等、実証に関わる事業をいう。
- 「再エネ等導入事業」とは、再エネアグリ事業のうち、再エネアグリゲーション実証事業に必要な不可欠な再エネ等リソースの一部を新規に導入する事業をいう。
- 「分散型エネルギーリソースの更なる活用に向けた実証事業」(以下「DERアグリ事業」という。))とは、再エネ・DERアグリ事業のうち、今後の市場展開を見据えた蓄電池等の分散型エネルギーリソースを、その逆潮流や周波数調整機能を活用した実証を行う事業をいう。
- 「基盤整備事業」とは、DERアグリ事業のうち、後述のDERアグリゲーション実証事業を行う事業者が行う実証を支援し、事業課題等の調査・分析を行う事業をいう。
- DERアグリゲーション実証事業」とは、DERアグリ事業のうち、基盤整備事業を行う事業者からの制御信号等を受け供給力の提供や調整力の実証等を実施する事業をいう。
- アグリゲーションコーディネーター」とは、DERアグリゲーション実証事業において後述のリソースアグリゲーターが制御した電力量を束ね、一般送配電事業者や小売電気事業者との直接電力取引を想定した事業者をいう。
- リソースアグリゲーター」とは、需要家とDERアグリゲーション実証事業に係るサービス契約を直接締結し、リソース制御を行う者をいう。
- DER等導入事業」とは、DERアグリ事業のうち、リソースアグリゲーターとDERアグリゲーション実証事業に係るサービス契約を直接締結し、DERアグリゲーション実証事業に必要な不可欠な設備の一部を新規に導入する事業をいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 S I Iは、次世代DER実証事業(以下「補助事業」という。))を行うものとする者(以下「補助事業者」という。))に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I Iが認める経費(以下「補助対象経費」という。))について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。))は、様式第1による交付申請書にS I Iが定める書類を添えて、S I Iが別に定める期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子申請等)

第6条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付申請書、第9条の規定に基づく交付申請取下げ届出書、第11条の規定に基づく計画変更(等)承認申請書、第12条の規定に基づく中止(廃止)承認申請書、第15条の規定に基づく事故報告書、第16条の規定に基づく状況報告書、第17条の規定に基づく承認申請書、第18条の規定に基づく実績報告書及び年度末実績報告書、第19条の規定に基づく補助金の返還報告書(確定に係るもの)、第20条の精算(概算)払請求書、第22条の規定に基づく消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書、第23条の規定に基づく補助金の返還報告書(取消に係るもの)、第27条の規定に基づく財産処分承認申請書については、S I Iが認めた場合に限り電磁的方法等(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき事務局が定めるものをいう。以下同じ。))により行うことができる。

2 S I Iは第7条の規定に基づく交付決定通知、第11条の規定に基づく計画変更承認通知、第12条の規定に基づく中止(廃止)承認通知、第15条の規定に基づく事故報告に対する指示通知、第17条の規定に基づく承認通知、第19条の規定に基づく補助金の額の確定通知、第23条の規定に基づく交付決定の取消しの通知、第27条の規定に基づく財産処分承認について、当該通知を電磁的方法等により行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 S I Iは、第5条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を送付するものとする。この場合において、S I Iは、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 S I Iは第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 S I Iは、補助金の交付が適当でないとしたときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 S I Iは、前条第1項の規定に基づく補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた補助事業者に対し、次の各号に掲げる条件のほか、必要に応じ、その他の条件を付するものとする。

- 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I Iに報告すること。
- 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第13条に従うべきこと。
- 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I Iの承認を受けること。
- 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第15条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けること。
- 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I Iの指示に従うこと。
- 補助事業者は、S I Iが第19条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第19条第6項の規定に基づき延滞金を納入すること。
- 補助事業者は、S I Iが第23条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- 補助事業者は、S I Iが第23条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還するとともに、第23条第5項の規定に基づき加算金を併せて納入すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第23条第6項の規定に基づき延滞金を納入すること。
- 補助事業者は、S I Iが補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。))については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、又は担保等に供することをいう。))しようとするときは、あらかじめS I Iの承認を受けること。
- 補助事業者は、第26条第4項及び第27条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I Iの請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。))を納入すること。
- 補助事業者は、補助事業終了後、S I I又は経済産業省の指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。
- 別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をS I Iに提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証書類を補助事業の完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。))の日の属する年度の終了後5年間、S I I又は経済産業省の要求があったときは、いつでも

6.交付規程(抜粋)

閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (4) 補助事業の一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 S I Iは、前項に基づく申請書を受領したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 S I Iは、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(中止又は廃止の承認)

第12条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の全部を中止又は廃止しようとする場合、あらかじめ様式第5による中止(廃止)承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

(契約等)

第13条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約を締結することができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託(請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、S I Iに提出しなければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、S I Iの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 S I Iは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はS I Iから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負せ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I Iが第19条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I Iに対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I Iは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I Iに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) S I Iは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権額と相殺し、又は、譲渡債権額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) S I Iは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I Iが行う弁済の効力は、S I Iが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書をS I Iに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、S I Iの要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書をS I Iが要求する期日までに提出しなければならない。

2 S I Iは、前項の報告に関し、必要と認める場合には、補助事業者にヒアリング調査を実施するものとする。

(補助事業の継承)

第17条 S I Iは、補助事業について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更さ

れる場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績の報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了(第11条第1項の規定に基づく補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。以下この条において同じ。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又はS I Iが別に定める日のいずれか早い日までに、様式第9による実績報告書に、S I Iが定める書類を添えて、S I Iに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、S I Iが別に定める日までに完了しなかったときは、当該年度の3月末までに、様式第10による年度末実績報告書をS I Iに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項及び第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめS I Iの承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第19条 S I Iは、前条第1項の実績報告書による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施成果が補助金の交付の決定の内容(第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額とする。

3 S I Iは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 S I Iは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 延滞金に関する事項
- (3) 納入期限

5 S I Iは、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第11により報告させるものとする。

6 S I Iは、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納入期限までに納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

7 S I Iは、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、補助事業者の事業に係る取引先(請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む)に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

第20条 S I Iは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算(概算)払請求書をS I Iに提出しなければならない。

(手続代行者)

第21条 DP事業における実証参加者、再エネアグリ事業における再エネ等導入事業を行う事業者及びDERアグリ事業におけるDER等導入事業を行う事業者は、第5条の交付申請書、第9条の交付申請取下げ届出書、第11条第1項の計画変更承認申請書、第12条の中止(廃止)承認申請書、第15条の事故報告書、第16条第1項の状況報告書、第17条の承継承認申請書、第18条第1項の実績報告書、第18条第2項の年度末実績報告書、第19条第5項の返還報告書、第20条第2項の精算(概算)払請求書、及びその他S I Iが指示する手続きを、S I Iが別に定める条件を満たす者(以下「申請代行者」という。)に対し依頼することができる。

- 2 申請代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとし、又当該手続代行者を通じて申請者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 3 申請代行者は、手続きにあたって申請者から提供され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うものとする。
- 4 S I Iは、申請代行者が第1項に規定する手続きを虚偽その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、次に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) S I Iが行う契約の全部又は一部について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (2) S I Iが実施する全ての補助金について、一定期間の交付及び手続代行者の停止を命ずること。
 - (3) 当該申請代行者の名称及び不正の内容を公表すること。
- 5 S I Iは、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは申請代行者に対し、協力を求めることができるものとし、申請代行者はS I Iからの協力依頼に対して必ず協力しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第22条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第13による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書をS I Iに報告しなければならない。

- 2 S I Iは、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 第19条第4項から第6項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第23条 S I Iは、第11条第1項第4号の補助事業の一部の中止若しくは廃止の申請があった場合、若しくは第12条の補助事業の全部の中止又は廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに

6.交付規程(抜粋)

該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができるものとする。

- (1) 補助事業者が、法令、本規程若しくは本規程に基づくS I Iの処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第19条第1項の補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 S I Iは、第1項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 S I Iは、第1項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 S I Iは、前項の返還を請求する場合は(第1項第4号に規定する場合を除く。)、当該補助金の受領の日から納入の日までの期間に応じて、当該補助金の額(その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 S I Iが第4項の規定に基づく返還を請求する場合及び前項の規定による加算金の徴収する場合は、第19条第4項から第6項までの規定を準用する。この場合において、第19条第5項で「様式第11」とあるのは「様式第14」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第24条 S I Iは、前条第4項の規定によって補助金の返還を請求する場合、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものととして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 S I Iは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納入した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納入金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第25条 S I Iは、第19条第6項の規定に基づき延滞金を徴収する場合(第22条第3項及び第23条第6項で準用する場合を含む。)において、返還を請求した補助金の未納入額の一部が納入されたときは、当該未納入金からその納入金額を控除した額を基礎として当該納入の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第26条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第15による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第18条第1項に定める実績報告書に様式第16による取得財産等管理明細表を添付して提出しなければならない。

4 S I Iは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をS I Iに納入させることができる。

(財産の処分の制限)

第27条 取得財産等のうち、S I Iが処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第17による財産処分承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第28条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

(情報管理及び秘密保持)

第29条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合も含む。)も有効とする。

(その他必要な事項)

第30条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、S I Iが別に定める。

附則

この規程は、2021年4月2日から実施する。

(別表)

補助対象経費の区分及び補助率

		補助事業名	補助対象経費の区分	内容	補助率
次世代DER事業	D P事業	充電量等計測器等に係る経費	充電量等計測器等に係る経費	D P事業の実施に必要な充電量を計測するための計測器等の購入及び設置に要する経費	定額
				実証経費(実証参加者へ支払う実証協力費)	実証参加者に対する、電動車の充電時間をシフトする実証事業の協力に要する経費
		充放電設備に係る設備費	充放電設備に係る設備費	D P事業の実施に必要な充電量を計測するための充放電設備の購入に要する経費	1/2以内
		充放電設備に係る工事費	充放電設備に係る工事費	D P事業の実施に必要な充電量を計測するための充放電設備の設置に要する経費	定額
再エネ・DERアグリ事業	再エネアグリゲーション実証事業	実証経費	実証経費	D P事業の実施に係る必要最低限の諸経費、システム開発費、研究員及び補助員等の直接人件費等	1/2以内
				再エネアグリゲーション実証事業の実施に係る研究員及び補助員等の直接人件費	1/2以内
				再エネアグリゲーション実証事業に係る必要最低限の諸経費	1/2以内
		機械装置等の導入費	再エネアグリゲーション実証事業の実施に係るシステム開発費等	1/2以内	
再エネ等導入事業	再エネ等導入事業	設備費	設備費	再エネ等導入事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費	1/2以内 1/3以内
		工事費・据付費	工事費・据付費	再エネ等導入事業の実施に必要な機械装置等の工事、据付に要する経費	
DERアグリ事業	DERアグリゲーション実証事業	実証経費	実証経費	基盤整備事業の実施に係る研究員及び補助員等の直接人件費	定額
				基盤整備事業に係る必要最低限の諸経費	
				基盤整備事業の実施に係るシステム開発費等	
		DERアグリゲーション実証事業	DERアグリゲーション実証事業の実施に係る研究員及び補助員等の直接人件費	1/2以内	
DER等導入事業	DER等導入事業	実証経費	実証経費	DERアグリゲーション実証事業に係る必要最低限の諸経費	1/2以内
				DERアグリゲーション実証事業の実施に係るシステム開発費等	1/3以内
				DERアグリゲーション実証事業の実施に係るシステム開発費等	
		設備費	設備費	DER等導入事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費	定額 1/2以内 1/3以内
DER等導入事業	DER等導入事業	工事費・据付費	工事費・据付費	DER等導入事業の実施に必要な機械装置等の工事、据付に要する経費	

—— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等のご相談・ご連絡 ——

SII 窓口担当

TEL:03-5565-3960

MAIL:der01_info@sii.or.jp

<https://sii.or.jp/>

受付時間は平日の10:00~12:00、13:00~17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。